

鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定 公募型プロポーザルの参加表明以外に関する質疑への回答

質疑No	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
1	実施要領 P1 1 目的	国の財政支援（市町村緊急保全事業）の活用の条件として、令和2年度内に実施設計着手が必須とのことですが、「実施設計着手」とは具体的にはどのような状況となれば「着手」と見なされるのでしょうか。例えば、「仮契約書」締結時点あるいは「議決後本契約」締結時点？さらには実施設計業務の前払金支払い段階でしょうか？また、選定された際には何か支援する業務がありますでしょうか。	本契約をもって実施設計業務着手と考えます。 また、選定から議決までの間、市民や市議会への説明資料作成への協力等に応じて頂きたいと考えています。
2	実施要領 P2 2(5) 対象業務	対象業務にある対象施設の実実施設計業務は要求水準の「本事業のスケジュール」の実実施設計期間となるR2年度2月本契約後から約12か月間で「Ⅱ期外構」の実実施設計まで完了すべきとの解釈でよろしいですか。	お見込みの通りです。（Ⅱ期外構も含む確認申請が必要なため）
3	実施要領 P2 2(7) 履行期間	「・・・提案により履行期間を短縮することは差し支えありません」とありますが、工期短縮提案は更なる評価の対象となりますでしょうか。	工期短縮自体が本プロポーザルにおける加点上の評価対象となることはありません。
4	実施要領 P4 4(2) 参加者に共通する参加資格	4-(2)新庁舎等の整備内容において、STEP-1の詳細が不明です。解体範囲や解体後の地盤レベルなど詳細をご教示いただくことは可能でしょうか。	建物については基礎構造物等まで撤去し、周辺の舗装も撤去します。但し、購入土等で埋め戻したり、平坦に地均しする予定は無いので、参考図等から想定願います。
5	実施要領 P4 4(3) 業務別の参加資格	設計、施工、監理の各業務に係る要件の②において、「平成17（2005）年度以降に日本国内で業務（完成・引渡し）が完了した・・・」とありますが、「プロポーザル評価基準」、「様式リスト」には実績年限の記載がありません。参加資格要件の実績年限が評価基準の実績にも適用されると考えてよろしいですか。	お見込みの通りです。
6	実施要領 P4 4(4) 実施体制	（4）実施体制において、各主任技術者、担当者を分野ごとに複数人記載することは可能でしょうか。	不可とします。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
7	実施要領 P5 4(3) 業務別の参加資格	【4.(3)業務別の参加資格】「別表 1 実績・体制評価基準」において、「※ 3 免震構造とは、構造性能評価を受け大臣認定を取得した」免震構造の業務実績が求められています。「様式リスト」では、これら業務実績の証明として「PUBDISの業務カルテ」、「コリンズ登録内容確認書」に加え、「契約書の写し」「業務完了を示す資料」、「仕様書」、「確認済証」、「大臣認定証」、「体制図」、「経歴書」等のエビデンス資料を求めますが、「実績を証明できる資料は写しで良く、1つの資料で要件がすべて確認できるのであれば、上記記載資料の全てを提出する必要がない」とされています。現実的に施工のみの実績の場合、「大臣認定証」を入手することが困難な状況もございます。そこで当方から添付いたしました別紙「添付①」に準拠し「免震構造」の業務実績の証明としては、証明提示した図面上明らかに建物高さが60m超の免震建物である場合や基礎免震ではなく中間免震と明確にわかる場合は、「大臣認定証」を示さずとも要件を満たしているものとお考え頂けるものと考えてよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
8	実施要領書 P6 4(4) 実施体制	実施要領書P7でお示しのア～キの各業務の配置予定技術者の中で、各設計主任技術者、各施工主任技術者及び各監理業務主任技術者につきましては「別表 1 実績・体制評価基準」では評価対象ではないものの、様式7-1技術提案書と併せて提出する様式7-5実績・体制評価に係る提案書へ記載するようになっております。本件につきましては、あくまで実施要領で求める参加資格要件の確認のみであり評価の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	実施要領 P12 10 VE項目対話 申込書等の作成及び提出方法	工事費を上げない、または上昇を伴う要求品質等を向上させる手段、および、工期短縮を図る手段については上記に関わらず基本設計図書等の変更が認められると考えて宜しいでしょうか。	実施要領p.12、「10.VE項目対話申込書等の作成及び提出方法」における、なお書き部分で例示したものについては、VE項目対話の対象とならないが、技術提案書ではご提案頂けることを示したのですが、それが直ちに基本設計図書等の変更として認められるという訳ではなく、要求水準書に適合するか否かで判断します。要求水準を満たすかどうか疑義がある場合については、付属項目対話で確認してください。
10	実施要領 P12 10 VE項目対話 申込書等の作成及び提出方法	「要求水準との適合関係等への疑義を解消することを目的とした付属項目の対話」は公開されないものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	実施要領 P12 10(1) VE項目対話 申込に係る提案範囲	基本設計図書等からの変更について、変更可否リスト記載内容及びVEとして認められた項目のみ許される、と考えて宜しいでしょうか。	要求水準を満たす変更提案は随意です。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
12	実施要領 P13 10(5) 対話の 実施日等	VE項目対話について、10月7日～10月9日に予定されておりますが、新型コロナウイルスの感染状況次第によっては、リモートでの参加も可能でしょうか。	新型コロナウイルスの感染状況等により判断します。
13	実施要領 P13 10(6) 対話結果の 通知及び公開	事務局で開示すべきと判断したVE項目について「提出者からの承諾を得たうえで…公開します。」とありますが、公開する項目は様式6-2に記載する「提案の概要」でしょうか。または提案者からの承諾を受ける際に記載内容の調整が可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
14	実施要領 P13 10(6) 対話結果の 通知及び公開	R2年10月15日（木）以降、事務局が全ての参加者全員に開示すべきと判断され、事務局ウェブサイト公開されたVE項目についてはその他のすべての参加者が提案価格に反映可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
15	実施要領 P13 10(6) 対話結果の 通知及び公開	VE項目について、「事務局が全ての参加者に開示すべきと判断した項目は、当該VE項目の提出者からの承諾を得たうえで、参加者全員に対して公開する。」となっておりますが、「可」とされたVE項目は原則公開されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
16	実施要領 P13 10(6) 対話結果の 通知及び公開	VE項目について、「事務局が全ての参加者に開示すべきと判断した項目は、当該VE項目の提出者からの承諾を得たうえで、参加者全員に対して公開する。」となっておりますが、提出者が承諾しなければ、VEは公開されないのでしょうか。	お見込みのとおりです。ですが、事前に可能な限りの調整をし続ける予定としておりますので、本プロポーザルにおけるVEの趣旨に鑑み、限られた期間の中での調整になりますがご協力ください。
17	実施要領 P13 10(6) 対話結果の 通知及び公開	VE項目について、「事務局が全ての参加者に開示すべきと判断した項目は、当該VE項目の提出者からの承諾を得たうえで、参加者全員に対して公開する。」となっておりますが、提出者が開示を承諾しないVEでも、VEとして認められるのでしょうか。	開示に向けた調整をし続けた結果としての仮定の話ですので、VEの可否については状況を踏まえて個別に判断する予定です。
18	実施要領 P13 11(1) 技術提案書の 作成及び 提出方法	「9.(1)提出方法等」のウより各様式用の紙サイズでA3判はA4判大きさに折り込み、A4判ファイル綴じすることとなっておりますが、様式7-9「技術提案評価に係る提案書」につきましては視認性や見栄えの観点からA3判のファイル綴じでも可とさせていただきますでしょうか。	A3判のファイル綴じでも可とします。
19	実施要領 P13 11(1) 技術提案書の 作成及び 提出方法	様式7-3及び様式7-4については、項目を網羅していれば、任意書式を使用することは可との記載がありますが、その場合、各頁に様式番号及び提出年月日の記載は必要でしょうか。	表紙に様式番号と提出年月日の記載があれば、各頁への記載は必要ありません。
20	実施要領 P13 11(3) 提出書類	提出書類の中で技術提案書に使用したイメージ図や図面等の明瞭な画像データとありますが、提案書に添付したものしか提出は不可でしょうか。（提案の意図を伝えるために技術提案書とは別冊で図面集の提出は不可でしょうか）	不可とします。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
21	実施要領 P14 11(3) 提出書類	11-(3)ケに技術提案書に係る提案書(様式7-8 様式7-9)に使用したイメージ図や図面等の明瞭な画像データの提出が求められておりますが、主たるデータの提出でよいでしょうか。また、提出データについては、提案書毎にファイルを作成し収納するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
22	実施要領 P14 11(3) 提出書類	11-(3)ケ「提案書に使用したイメージ図や図面等の明瞭な画像データ」とありますが、形式等の指定はありますでしょうか。PDF形式で宜しいでしょうか。	PDF形式でお願いします。
23	実施要領 P14 11(3) 提出書類	また、上記について、同項目E「VE項目添付資料」も含むと考えると宜しいでしょうか。	提案書に使用されたもののみです。
24	実施要領 P14 11(4) 作成の留意事項	提出物の体裁について、ファイリング形式(綴じ方、穴数、ファイル等)に指定があればご教示ください。	実施要領の記載以外での指定はございません。
25	実施要領 P16 12(3) 技術提案 評価、プレゼン テーション評価	プレゼンテーション時に用いる資料は技術提案時に提出した資料のみ(模型・動画を含む追加資料は不可)との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
26	実施要領 P17 12(3) 技術提案 評価、プレゼン テーション評価	プレゼンテーションの出席者で、技術提案書の内容に精通している者は、配置予定技術者以外で良いという理解でよろしいでしょうか。	配置予定技術者以外を不可とするものではありませんが、同プレゼンテーションは配置予定技術者の業務理解度や取組意欲等を評価する視点が含まれていますので、これを損なうことのないようご留意ください。
27	実施要領 P17 12(3) 技術提案 評価、プレゼン テーション評価	プレゼンテーションの出席者は7名以内とありますが、増やしていただくお考えはありませんでしょうか。また、出席者7名以外でプレゼンテーション開始までに機器の接続等の準備スタッフとして会場に一時的に入ることとは可能でしょうか。	プレゼンテーション出席者は7名以内とします。ただし、開始前における事前準備スタッフの一時的な入室は可能とします。
28	実施要領 P17 12(3) 技術提案 評価、プレゼン テーション評価	「企業名を公表して評価」を前提とした発表内容で検討してよろしいでしょうか。(実施体制、配置予定技術者の実名等の紹介等々)	お見込みのとおり、プレゼンテーション時は企業名等を紹介いただいて結構です。
29	実施要領 P17 12(3) 技術提案 評価、プレゼン テーション評価	貴市でご用意いただくプロジェクターの機種内容等については後日通知とありますが、スクリーンのサイズや会場のレイアウト等(審査委員と発表者の座席位置や控室の有無も含め)の情報を開示願います。	詳細については、開示可能な範囲でプレゼンテーションの実施案内の際に連絡予定です。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
30	実施要領 P17 12(3) 技術提案 評価、プレゼン テーション評価	プレゼンテーションには、提案書の内容に基づく、模型、動画を用いることは可能でしょうか。	不可とします。
31	実施要領 P17 12(4) 提案価格評価	提案価格評価は、「技術提案の評価点確定後に提案価格見積書を開封し、評価基準に基づき事務局にて提案価格点評価点を委員会に報告」とあります。P-21の「(参考)本プロポーザルの流れ」より12/10(木)までに技術提案書、提案価格見積書の提出後、①の実績・体制評価が事務局にて行われ→選定委員による②の技術提案評価が行われ、1/13(水)予定の③のプレゼンテーション+ヒアリングによる評価が行われた後に、最後に④の提案価格見積書の開封が行われ提案価格評価が行われすべての評価結果が出そい最優秀者と次点者が決定するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
32	実施要領 P18 13(2) 契約の成立	優先交渉権者は、発注者と協議、見積り合わせを行い・・・」と記載がありますが、見積り合わせとは具体的にどのような内容でしょうか。	提案価格見積書は、本プロポーザルにおける提案内容の一部となるため、優先交渉権者と改めて随意契約手続きとして見積り合わせを行うことを意味しています。また、単価合意・総価契約とするため、内訳明細書の確認が必要となります。
33	実施要領 P18 13(2) 契約の成立	ア 優先交渉権者は、発注者と協議、見積り合わせを行い、仮契約を締結します。とありますが、見積り合わせとはどういうことでしょうか。提案価格に対する価格交渉が行われるということでしょうか。	提案価格見積書は、本プロポーザルにおける提案内容の一部となるため、優先交渉権者と改めて随意契約手続きとして見積り合わせを行うことを意味しています。また、単価合意・総価契約とするため、内訳明細書の確認が必要となります。
34	実施要領 P18 13(2) 契約の成立	最優秀提案者と発注者の見積り合わせとは提案価格が提案上限価格以内であっても見積り合わせを行うのでしょうか。つまり協議により提案価格をさらに低減した額での仮契約締結になると考える必要があるのでしょうか。	提案価格見積書は、本プロポーザルにおける提案内容の一部となるため、優先交渉権者と改めて随意契約手続きとして見積り合わせを行うことを意味しています。また、単価合意・総価契約とするため、内訳明細書の確認が必要となります。
35	実施要領 P18 13(3) 契約金額と 契約代金内訳 書の提出	ウ 仮契約締結前に建設業退職金共済組合の掛金収納書及び任意労災加入証明書を発注者に提出するものとします。とありますが、掛金収納書については、仮契約締結前で対象労働者数と当該労働者の就労日数を把握することは困難である為、事業者側で想定した日数に基づいて購入した金額の掛金収納書でよろしいでしょうか。	鳴門市ウェブサイトの「建設業退職金共済組合証紙購入について」を参照にすること。
36	実施要領 P18 13(3) 契約金額と 契約代金内訳 書の提出	13(3)ウに「仮契約締結前に建設業退職金共済組合の掛金収納書及び任意労災加入証明書を発注者に提出すること」とありますが、仮契約が議会承認を受けられなかった場合の対応についてお教え願います。	本契約締結日の当日までに提出でも可とします。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
37	実施要領 P18 13(4) 技術提案内容	「市は、提案書との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ」とある本文章の意味するところを具体的にご教示願います。特に「諸事情」とはどのような事情をお考えでしょうか。	本プロポーザルは優先交渉権者を選定するためのものであり、提案いただいた内容の全てが採用されるわけではありません。よってVE対話で提案可とした項目や技術提案内容についての採否は、優先交渉権者決定後に発注者と協議して決めることとなります。
38	実施要領 P18 13(4) 技術提案内容	ア及びイの解釈として、技術提案内容については提案者側には原則、契約上の拘束力が生ずるが、貴市のご要望や選定委員会のご意見により、提案内容の改善・変更が加えられる可能性を示唆されているものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
39	実施要領 P19 15 技術提案書不履行に関する措置	15に「地域振興・地域経済への貢献の提案し示された「提案価格」の提案が履行できなかった場合の違約金額の計算式が記載されておりますが、この計算式内の履行できなかった場合の評価点及び審査時の提案に基づく評価点の考え方として、最優秀者の審査時提案評価点合計が80点で、うち評価基準 A 業務全般工地元への貢献提案が8点、事業最終時点の評価基準 A 業務全般工地元への貢献提案が4点になった場合の違約金は、契約金額が54億円の場合、 $54億円 \times (1 - (76点 / 80点)) = 2.7億円$ との理解でよろしいでしょうか。お教示願います。	お見込みの通りです。
40	実施要領 P19 15 技術提案書不履行に関する措置	受注者の責に帰すべき事由により履行できなかった場合の受注者が発注者に支払う違約金額の計算式が記載されておりますが、契約金額（税抜き）と記載されておりますが、どの金額を指すのでしょうか。	設計・施工契約金額（設計費なども含む）となります。
41	実施要領 P20 16 プロポーザルの中止	「自然災害等の止むを得ない理由」の自然災害「等」の中に新型コロナウイルス感染症が含まれるのか否かお教示願います。	含まれます。ただし、感染拡大等を理由とした安易な中止決定を行うことはなく、最大限の対策や調整を講じながら実施していく予定としています。
42	実施要領 P21 (参考)本プロポーザルの流れ	技術提案書の確認後、第4回選定委員会にて技術提案評価となっておりますが、技術提案評価はプレゼンテーションの実施前に行われ、プレゼンテーション評価とは独立に評価されると考えて宜しいでしょうか。	技術提案評価はプレゼンテーション・ヒアリング結果も合わせて総合的に評価します。なおプレゼンテーション評価は配置技術者のプレゼンテーション能力、合意形成力を評価します。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
43	評価基準 P1 2 評価方法	【■評価の視点】(2)技術提案評価（配点62点）、(3)プレゼンテーション評価（配点8点）となっております。また「別表2では、「提出された技術提案書と、プレゼンテーション及びヒアリング踏まえ、選定委員によって総合的に評価を行う」とあります。つまり技術提案評価、プレゼンテーション評価（併せて配点70点）が個別に独立して評価されるという訳ではなく、総合的に評価される。従って時系列的にみて12/10締切提出の技術提案書が仮に一端先行して評価なされるとしても、1/13予定のプレゼンテーションとヒアリングを受けて技術提案書の再評価又は評価の調整なされる場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
44	評価基準 別表1 実績・体制 評価基準	「設計主任技術者の業務実績」「施工主任担当者の業務実績」「監理業務主任技術者の業務実績」の評価点が記載ありません。評価対象外との理解でよろしいでしょうか。様式7-5には業務実績欄がありませんので記載不要でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
45	評価基準 別表1 実績・体制 評価基準	【※1同種事業】同種事業の解説で、「国又は地方公共団体発注の延べ面積5,000㎡以上の庁舎等（国土交通省告示第98号、別添二 類型四 業務施設 第2類）の新築、改築、増築」の業務実績が評価対象となっています。上記の国交省告示第98号の第2類では「銀行、本社ビル、庁舎等」となっていますが、頭書きに「国又は地方自治体の」とありますので、実質的には官公庁庁舎と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
46	評価基準 別表1 実績・体制 評価基準	【※2類似事業】類似事業の解説で、「国土交通省告示第98号 別添二 類型四から類型十二の新築、改築、増築」とありますが、類型四から類型十二各々については、建築物の用途として第1類、第2類どちらの実績でも構わないという理解でよろしいでしょうか。また、この場合、民間工事实績でもよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
47	評価基準 別表2 技術提案 評価基準	単独応募する場合において、他グループで応募している鳴門市内の建設企業（特A）を一次下請以下で採用することについて問題ないという理解でよろしいでしょうか。	制限しません。
48	評価基準 別表2 技術提案 評価基準	市内発注額評価については、提案価格に対する比率での評価となっておりますが、提案価格には元請企業の経費（設計費含む）等も含まれています。ここで記載されている提案価格とは、元請企業から専門工事業者等に発注する工事費の合計額という理解でよろしいでしょうか。	提案価格とは、「提案価格見積書に記載された合計金額」であり、設計費や元請経費も含めた金額を指します。また、元請から市内業者への発注額の合計を市内発注額としています。
49	評価基準 別表2 技術提案 評価基準	将来的な対応として、庁舎機能の縮小が挙げられています。どの程度の縮小を想定しているかご教示ください。	短期的スパンでの庁舎機能の縮小は想定しておらず、具体的な想定がある訳ではありません。ただし50年スパンで考えた場合、様々な環境変化が起こり得るものと考えられますので、想定していただきご提案ください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
50	評価基準 別表2 技術提案 評価基準	④ Z E B R e a d y 認証所得に向けてとありますが、認証所得は本事業とは別途対応されると解釈してよろしいでしょうか。	本業務に含まれます。
51	要求水準書 P1 1.(1) 要求水準書の 位置付け	②基本設計図において、「発注者の了解により変更を可とする」とありますが、変更の可否の確認行為はどの時点で行うのでしょうか。 優先交渉権者に特定された提案書記載の変更項目はすべて了解されているものと考えて宜しいでしょうか。	本プロポーザルは優先交渉権者を選定するためのものであり、提案いただいた内容の全てが採用されるわけではありません。よってVE対話で提案可とした項目や技術提案内容についての採否は、優先交渉権者決定後に発注者と協議して決めることとなります。
52	要求水準書 P1 1.(2) 優先順位	優先順位がありますが、この「参加表明以外の質疑回答書はどのような位置づけになりますか。	要求水準書と同等のもの、あるいはそれを補完するものとして取り扱います。
53	要求水準書 P4 4.(2) 新庁舎等の 整備内容	既存の市民会館の基礎構造は直接基礎と考えて宜しいでしょうか。	図面上では直接基礎となっておりますが、実際は解体時の確認となります。
54	要求水準書 P5 4.(2) 新庁舎等の 整備内容	新庁舎南側庇は庁舎棟から独立（構造上の別棟）したものと考えて宜しいでしょうか。免震Exp.Jの境界は庇と庁舎棟の間と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
55	要求水準書 P5 4.(3) 本事業の スケジュール	ZEB Ready基準への適合とし、レジリエンス強化型ZEB実証事業の補助金を想定されています。 来年以降は不明ですが、今年度の募集要項を確認したところ、申請期間は5月7日から6月12日です。 応募には実施設計費用を補助対象とするかどうかで条件が異なりますが、応募に必要な書類を見ると、ある程度実施設計と同等の図面、計算、見積書等が必要です。 工事のみを対象としても、契約、着工時期と補助金応募時期がずれてしまいます。 補助金申請が必須ということであれば、契約、着工時期をずらすことも必要でしょうか。	補助金申請等の具体的な協議については、契約後となります。
56	要求水準書 P5 4.(3) 本事業の スケジュール	全体工程表中の建築工事のスケジュール約21か月は基本設計の段階から4週8閉所の現場運営を見込んだ工程モデルとしてお示し頂いているとの理解でよろしいですか。	適宜ご判断ください。
57	要求水準書 P5 4.(3) 本事業の スケジュール	実施設計約12ヵ月、建築工事約21ヵ月とありますが、工事着手時期に制限はございますでしょうか？2023年11月末竣工が厳守できれば、実施設計の完了時期および工事着手時期は前後してもよろしいでしょうか。	工事着手時期の制限はありませんが、別途発注の市民会館等解体工事などに影響が出ない設定としてください。
58	要求水準書 P5 4.(3) 本事業の スケジュール	本事業のスケジュールについて、2023年11月末竣工とありますが、全体工期の短縮提案は評価対象でしょうか。	工期短縮自体が本プロポーザルにおける加点上の評価対象となることはありません。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
59	要求水準書 P5 4.(3) 本事業のスケジュール	全体工程表中の建築工事のスケジュールで点線で記載の部分については、下段の「*）令和3年7月から市民会館等解体跡地の現場管理（バリケードや排水対策等）を行う期間」と考えればよろしいですか。その場合、現場管理のための技術者配置の必要性の有無をお教えてください。	お見込みの通りです。 工事を伴わないのであれば技術者配置は不要です。
60	要求水準書 P5 4.(3) 本事業のスケジュール	市民会館等解体跡地の現場管理について、常駐ではなく、区画管理と緊急時対応と考えて宜しいでしょうか。	区画管理や排水対策等の現場管理体制が確立しておれば、常駐・非常駐は問いません。
61	要求水準書 P5 4.(3) 本事業のスケジュール	工事の着工時点で、地盤面下の既存杭や既存山留を含めた解体撤去は済んでいるものと考えてよろしいでしょうか。	別途発注の市民会館等解体工事に関しては、お見込みの通りとお考えください。
62	要求水準書 P5 4.(3) 本事業のスケジュール	(3) スケジュールについて、実施設計期間中の市民合意手続き（説明会・ワークショップ・パブコメ対応等）は本業務対象外として、必要な場合は貴市で対応されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書添付3「事業関係者の役割分担表」をご確認ください。
63	要求水準書 P6 4.(4) 敷地の現況	敷地内既存建物の建築面積、延床面積また計画通知(確認申請)書、確認済証、検査済証等の情報を提供いただけますでしょうか。また、既存市役所の図面を提供して頂けますでしょうか。	既存の確認済証等の資料は業務着手後に提示します。 現市役所図面を参照してください。
64	要求水準書 P7 5.(1) 調査等業務	Step1の解体工事後の地盤レベル及び舗装の状態をご指示願います。	建物については基礎構造物等まで撤去し、周辺の舗装も撤去します。但し、購入土等で埋め戻したり、平坦に地均しする予定は無いので、参考図等から想定願います。
65	要求水準書 P7 5.(1) 調査等業務	Step1の解体工事において地中障害となりうる地中埋設物は全て無いものとしてよろしいでしょうか。	市民会館・浄化槽本体などは基礎も含めて撤去予定です。但し、図面に記載がないもの及び継続使用建物用の埋設配管は残っておりますのでご留意ください。
66	要求水準書 P7 5.(1) 調査等業務	電波障害調査(机上予測は基本設計にて実施済)とあります。情報提供いただけないでしょうか。	追加の開示資料をご確認ください。
67	要求水準書 P7 5.(2) 設計業務・施工業務	消防署との連絡通路が想定されていますが、消防署敷地内の通路は別途業務と考えてよろしいでしょうか。消防署と接続する場合は、消防署屋外階段の図面をご教示ください。	追加の開示資料をご確認ください。 消防本部との連絡通路整備は本業務に含まれます。新庁舎敷地は消防本部と同一敷地であることに留意してください。
68	要求水準書 P7 5.(2) 設計業務・施工業務	「5.本事業の業務範囲」の中のSTEP-Ⅲにある「新庁舎南側庇新設」工事について、当該新設工事完了までは西側庇下を主要出入口とし、現庁舎解体までは南側庇部分は仮設的対応とし、避難等以外には南側出入口を基本的に使用しないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
69	要求水準書 P7 5.(2) 設計業務・ 施工業務	南側庇については別途工事となっておりますが、対象は庇2及び庇3と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし設計業務及び申請は本業務範囲内です。
70	要求水準書 P7 5.(2) 設計業務・ 施工業務	表内STEP-Ⅲの新庁舎南側新設の範囲は基本設計図A-21 2階平面図中の庇2、庇3と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし設計業務及び申請は本業務範囲内です。
71	要求水準書 P7 5.(2) 設計業務・ 施工業務	STEP-Ⅲでの新庁舎南側庇新設に伴う申請手数料は、本業務に含むものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、建築確認申請は南側庇含む二期外構も新庁舎と合わせて申請してください。
72	要求水準書 P7 5.(3) その他本事業 に含まれる 関連業務	「関連事業との連絡調整業務」が本事業の業務範囲と、要求水準書に規定されていますが、仮契約書（案）第2条と矛盾しています。 仮契約書（案）第68条第2項に、仮契約書（案）が要求水準に優先すると記載されている通り、この場合仮契約書（案）第2条が優先されるということによろしいでしょうか。 また、必要に応じて受注者が調整業務を実施する場合の増加費用は、発注者負担でよろしいでしょうか。	仮契約書（案）第2条は、「施工上密接に関連する場合の関連工事の調整」を指しており、要求水準書では施工のみに係わらず、本業務が円滑に進むよう、別途発注業者への図面や工程の共有、発注区分を検討するための情報共有や助言を必要に応じて行って頂くことを記載しています。よって、費用は本事業に含まれます。
73	要求水準書 P7 5.(4) 対象外とする 業務	「(4)対象外とする業務(詳しくは基本設計図書等による)ア.什器、備品、特定機器の購入」と記載があります。上記を除くものは全て事業者の工事と考えて宜しいでしょうか。 工事区分表等の資料をご提示いただけないでしょうか。	基本設計等配布資料でご判断ください。 (造り付造作、カーテン・ブラインド類などは本事業に含まれます。) 但し、議会の什器は別途工事です。
74	要求水準書 P7 5.(4) 対象外とする 業務	対象外とする業務に「什器、備品、特定機器の購入」とありますが、基本設計書参考図A-2-21～24にある議場家具は対象外の業務との理解でよろしいでしょうか。	議会の什器は別途工事です。
75	要求水準書 P7 5.(4) 対象外とする 業務	対象外とする業務に「什器、備品、特定機器の購入」とありますが、各課窓口、総合案内のカウンターは対象外の業務との理解でよろしいでしょうか。また、造作家具で本工事となるものがあればご教示願います。	基本設計等配布資料でご判断ください。 (造り付造作、カーテン・ブラインド類などは本事業に含まれます。) 但し、議会の什器は別途工事です。
76	要求水準書 P7 5.(4) 対象外とする 業務	「(4)対象外とする業務、ア什器・備品・特定機器の購入」とありますが、別途工事・別途対応リストなどで具体的に提示いただけないでしょうか。 (窓口カウンター、カーテン・ブラインド類など識別不能)	基本設計等配布資料でご判断ください。 (造り付造作、カーテン・ブラインド類などは本事業に含まれます。) 但し、議会の什器は別途工事です。
77	要求水準書 P12 1.(4) 受注者の役割	統括責任者とコスト管理責任者は設計業務開始時点から施工業務完了まで配置しますが、期間中貴市と取り決めた定例会合を通して事業推進と相互調整を行います。常駐は必要ないと考えてよろしいですか。	お見込みの通りです。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
78	要求水準書 P12 1.(4) 受注者の役割	設計業務開始時点において、設計管理技術者及び各設計主任技術者を配置しますが、業務期間中、貴市と取り決めた定例会合の参加は必須ですが常駐は必要ないと考えてよろしいですか。	お見込みの通りです。
79	要求水準書 P12 1.(4) 受注者の役割	原則、施工業務開始時点において現場事務所等の拠点づくりを行い、現場代理人、監理技術者及び各施工主任担当者の配置を予定しておりますが、デザインビルドの特性に配慮し、技術提案書でお示しする実施体制並びに建設業法等法令に準拠した現場運営としてもよろしいでしょうか。	然るべきご提案をお願いします。
80	要求水準書 P12 1.(6) 関係官公庁等への届出手続き	建築基準法に基づく申請について、本計画は計画通知でなく確認申請という理解でよろしいでしょうか。また、民間の確認検査機関へ確認申請を提出することの可否、及び可の場合、構造計算適合性判定、省エネ適合性判定を含めて、申請先の指定はありますでしょうか。お教え願います。	確認申請であり審査機関の指定はありません。
81	要求水準書 P12 1.(6) 関係官公庁等への届出手続き	「新庁舎等の整備に伴い支障となる既設インフラの移設や迂回に伴う費用は、受注者の負担」とありますが、既存インフラに関する資料を提供いただけますでしょうか。	追加の開示資料をご確認ください。
82	要求水準書 P12 1.(6) 関係官公庁等への届出手続き	新庁舎等等へのインフラ（電力・給水・ガス等）の引込に関する負担金は受注者が負担する。と記載がありますが、基本設計図にて既存メーター75A（M-3現況図記載）、新設メーター75A（M-7系統図記載）と同口径の為負担金は発生しないと考えて宜しいでしょうか。ご指示下さい。	当該部分については、お見込みの通りです。
83	要求水準書 P13 1.(8) 検査・引渡し	「建物引渡し後も、1年間は発注者の求めに応じ、建物の各設備などの調整を原則、無料で行うこと」とありますが、無償で行うべき調整業務の範囲について、具体的にご提示を頂けますか。	一般的なアフターフォローと想定していますが、ご提案頂いても結構です。
84	要求水準書 P14 2.(1) 現地調査	計画地（前面道路、敷地内構造物、レベル、マンホールなどのインフラ関係、立木など）測量業務は別途業務と考えてよろしいでしょうか。	配布資料以外で設計に必要となる調査は、本事業に含みます。
85	要求水準書 P14 2.(1) 現地調査	土壌汚染予備調査として10mグリッドの表層度調査の記載がありますが、地歴調査の結果次第では不要と考えて宜しいでしょうか。	土対法4条届けの結果調査命令が無い場合でも、残土処分時の受入れ検査で汚染が判明することがあるため指定している調査です。必ず実施してください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
86	要求水準書 P14 2.(1) 現地調査	「土壌汚染予備調査」では「掘削残土を場外搬出する予定範囲内の表土の10mグリッドの調査を実施する」とありますが、今回事業では新庁舎建設に先行し、市民会館等の解体工事があり、新庁舎の施行者決定時には既に解体工事が着手されています。 この場合、どの時点で表土試料を採取することになるのでしょうか。 市民会館と新庁舎位置は重なるため、市民会館上屋のみ解体後、土間スラブをコア抜きし採取することになるのでしょうか。この場合、基礎撤去にて土砂が乱されるため、分析結果がでるまで、基礎撤去が出来ないと考えます。	市民会館解体後に調査を予定してください。 範囲は新庁舎建設で掘削残土の場外搬出処分予定の範囲とします。 土対法4条届けの結果調査命令が無い場合でも、残土処分時の受入れ検査で汚染が判明することがあるため指定している調査です。必ず実施してください。
87	要求水準書 P14 2.(1) 現地調査	土壌汚染予備調査による対応が発生した場合は、それにかかわる費用はすべて別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
88	要求水準書 P14 2.(1) 現地調査	電波障害調査について記載がありますが、調査の結果、竣工引き渡し後に発生する障害への対応については、貴市責任範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
89	要求水準書 P14 2.(1) 現地調査	ウ、電波障害調査について、竣工後の対策工事は別途対応としてよろしいでしょうか。	No.88に同じ
90	要求水準書 P15 3. 設計業務に係る要求水準	各室の諸元、仕上げ、設置物（流し台や造作家具）設備諸元…要求などを規定している表やリストがあればご提示願います。	要求水準、基本設計図書、参考図などをご確認ください。
91	要求水準書 P15 3.(1) 業務仕様	手続きに関する追加業務において、「構造計算適合判定」があります。新庁舎は、大臣認定申請のため不要、付属棟については、建物規模および設計ルートで必要な場合のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの取りです。
92	要求水準書 P16 3.(3) 設計業務の留意点	新庁舎建設予定地にある設備、植栽、及び工作物等については、新庁舎建設に先駆けて撤去・移設等できるよう先行して協議を進めることとありますが、特に植栽、工作物の中で移設の必要があると想定されているものを御教示下さい。	特に指定はありません。
93	要求水準書 P16 3.(3) 設計業務の留意点	「新庁舎建設予定地にある設備、植栽及び工作物等については、新庁舎建設に先駆けて撤去・移設等できるよう先行して協議を進めること」とありますが、市民会館等解体工事で残置する設備、植栽及び工作物や地下埋設物等について解体工事後の状況を図示してご明示いただけますでしょうか。	追加の開示資料をご確認ください。
94	要求水準書 P16 3.(3) 設計業務の留意点	「建築音響、電気音響について、十分なシミュレーションを行い」とありますが、具体的な要求品質はありますでしょうか。	庁舎利用運営上、有害な音響障害が生じないよう検討してください。特に電気音響を使用する議場や会議室等では防音性能はもちろん、音声明瞭度も考慮してください。また吹抜を介しての音伝搬についても検討してください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
95	要求水準書 P16 3.(3) 設計業務の留意点	「建築音響、電気音響について十分なシミュレーションを行い…」とありますが、具体的にどのようなシミュレーションを意図されているかご教示願います。 また各室の遮音性能など、要求値がある場合はご提示願います。	No.94に同じです。
96	要求水準書 P16 3.(3) 設計業務の留意点	別発注を予定されている二期外構工事以降で設計成果品や適用する仕様書等についての十分な協議し、内訳明細書を作成する事とありますが、該当するのは、P 7 の表中の S T E P Ⅲの二期外構工事だけと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
97	要求水準書 P16 3.(4) 別発注の関連業務に係る要件の実設計への反映	「オフィス環境整備や情報・防災設備整備との関連業務に係る施設要件について、本市と具十分な協議を行い設計に反映すること」とあります。現時点で想定されている具体的な協議内容と協議時期をご提示願います。(設計業務期間の後半等であれば、スケジュールに大きく影響を与える可能性があるため)	現時点で決定しているスケジュールはございません。実施設計に影響しないよう協議スケジュールは提案してください。
98	要求水準書 P16 3.(5) コスト管理・工事費積算	新たな設計や工法など契約代金内訳書に記載のない単価及び、著しい変動が確認される単価について、決定方法の明示がありませんが、協議の上決定するという認識でよろしいでしょうか。	設計・施工仮契約書に規定しています。
99	要求水準書 P17 3.(6) 各種手続き業務	「開発許可は不要と想定しているが、実施設計段階で関係機関と協議を行い、法令に適合した設計、手続きを実施すること」とありますが、開発許可不要の想定は都市計画法34条の2第一項を根拠としたもので、「法令に適合した設計、手続き」とは、都市計画法32条(公共施設の管理者の同意等)の規定を準用することと考えて宜しいでしょうか。 その場合、徳島県所管部署の同意を得るためにおおむねどれくらいの協議期間がかかるか、徳島県所管部署と合意済みでしょうか。想定しているおおむねの協議期間を教えてください。	当該文は実施設計段階において、都計法32条に準じる協議とそれ以外の法令協議についても過不足なく行うよう定めたものです。協議時期や期間は法令に応じて適切にご提案ください。
100	要求水準書 P17 3.(6) 各種手続き業務	公告基本設計では、盛り土高さ1.3mで計画されて、開発許可不要とのことですが、盛り土高さを1.3m超とした場合でも開発許可は不要と想定してもよろしいでしょうか。 その場合、基本設計案に比べて盛り土高さに変更されていることに起因して、関係諸官庁との協議期間が大幅に延長されることはない、と考えて宜しいでしょうか。	県所管部署との協議により以下の回答を頂いています。 ・開発許可は不要です。 ・根拠：都市計画法第29条第1項第1号(施行令第22条第4号)において、建築物の改築で用途の変更を伴わないものの用に供する目的で行う開発行為は、開発許可の適用除外とされています。 ・ただし、確認申請の前に、「都市計画法適合証明」を受けてください。
101	要求水準書 P18 3.(7) 実施設計完了時の提出物	「VE・CD検討報告書」は、技術提案書からのVE・CDの内容をまとめたものと考えてよろしいでしょうか。	「技術提案書」からではなく、要求水準からのVE・CDです。 具体には単価合意した提案価格見積内訳書を基に検討することになります。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
102	要求水準書 P19 3.(7) 実施設計完了時の提出物	展示用模型は、STEP-Ⅲ完了時点でよろしいでしょうか。その時、既存建物の模型は、消防本部のみでよろしいでしょうか。また、「建替計画の工程が説明できるようにすること」とありますが、STEPごとの簡易模型を別途に作成することでよろしいでしょうか。	ステップⅣ（完成形）まで制作すること。その他はお見込みの通りです。
103	要求水準書 P21 5.(2) 施工業務全般の共通事項	設計や工事中における消防署等近隣施設への配慮や制約等で、事前に把握されている条件があればご教示いただけますでしょうか。（消防署入口通路幅の指定、消防署南側道路の使用有無、等）	近隣施設への配慮については提案してください。但し、消防本部南側道路については使用しません。
104	要求水準書 P21 5.(2) 施工業務全般の共通事項	施工業務において、鳴門市が実施する検査が記載されています。検査は、どのような検査を想定されていますか。工事工程には、影響しないと考えてよろしいでしょうか。	工事監査及び契約検査室による検査がありますが、工事工程に大きく影響する検査等はありません。
105	要求水準書 P21 5.(2) 施工業務全般の共通事項	近隣住民に対して基本計画等の説明会などは実施済みでしょうか。また近隣からの工事に対する反対運動等は現時点でございませぬでしょうか。	市民の方を対象とした意見聴取手続きや広報活動は実施していますが、近隣住民の方に限定した説明会は実施していません。また、現時点で近隣からの工事に対する反対運動等は把握しておりません。
106	要求水準書 P21 5.(2) 施工業務全般の共通事項	現時点で近隣との協議事項で、工事の制約を受ける事がありましたら議事録等の資料提示をお願いいたします。	現在、該当事項はございません。
107	要求水準書 P21 5.(2) 施工業務全般の共通事項	現時点で道路管理者などから、周辺道路を工事車両が通行する事についての通行制限等がありましたら提示をお願いいたします。	現時点ではありませんが、本市の開庁日は、土日祝及び12/29～1/3、開庁時間は8:30～17:15となっており、また開庁日の8:00～8:30、12:00～13:00、17:15～18:00については、整備エリア周辺市道の交通量が増加しますのでご注意ください。
108	要求水準書 P21 5.(2) 施工業務全般の共通事項	解体完了後、本工事となる工事着工時の引渡地盤レベルはどのようになるのでしょうか。引渡時の地盤レベル図の提示をお願いいたします。	建物については基礎構造物等まで撤去し、周辺の舗装も撤去します。但し、購入土等で埋め戻したり、平坦に地均しする予定は無いので、参考図等から想定願います。
109	要求水準書 P21 5.(2) 施工業務全般の共通事項	仮囲い設置位置に制限等はあるのでしょうか。特に敷地北側の消防署やうずしお会館との取合部において指定の離隔距離等がありましたら提示をお願いいたします。	現地状況を踏まえ、市民の利便性や安全性を考慮してご提案ください。
110	要求水準書 P22 5.(2) 施工業務全般の共通事項	日曜・祝日は原則作業禁止となっていますが、必要な場合は作業可能と考えて宜しいでしょうか。	必要な場合は関係法令を遵守のうえ可能とします。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
111	要求水準書 P22 5.(2) 施工業務全般 の共通事項	「木材及び木材製品を使用する場合は、地域産材の使用に努めること」とありますが、具体的な割合等指標はありますか。	指標などはございません。ご提案ください。
112	要求水準書 P22 5.(2) 施工業務全般 の共通事項	「木材及び木材製品は地域産材の使用に努める」との記載ですが、「地域」の範囲をご教示ください。	県産材を原則とします。
113	要求水準書 P22 5.(2) 施工業務全般 の共通事項	木材及び木材製品を使用する場合は地域産材の仕様に努めるとありますが、すでに貴市がお考えの木質化関連の補助金等のメニューがあればお教え願います。	現時点木質化関連の補助金等のメニューはありません。
114	要求水準書 P22 5.(2) 施工業務全般 の共通事項	電気設備迂回工事（令和2年度施工）の詳細についてご教示いただけないでしょうか。	追加の開示資料をご確認ください。
115	要求水準書 P22 5.(2) 施工業務全般 の共通事項	「電気設備迂回工事（令和2年度施工）の撤去を別途工事（令和5年度予定）で行う予定」とありますが、当該工事の内容を具体的に教示ください。すでに受領済の図書にて確認できる場合は、資料名とページ番号をご教示ください。	追加の開示資料をご確認ください。
116	要求水準書 P22 5.(3) 着工前業務	工事の影響・対策など近隣住民等関係者への説明は近隣説明会の開催を予定されているのでしょうか。またその開催時期はどの時期を予定していますでしょうか。	近隣説明会は開催する予定ですが、時期については未定です。
117	要求水準書 P22 5.(3) 着工前業務	着工前業務において、干渉する使用中のインフラや地中工作物調査があります。調査は、敷地内のインフラ図面に従い実施すると考えてよろしいでしょうか。また、市民会館解体時のインフラ関連の図面は、提供されると考えてよろしいでしょうか。地下工作物は、既存図面があると考えてよろしいでしょうか。	調査は既存のインフラ図に基づき実施してください。地下工作物の既存図面はありますが、全てが反映されているかは不明です。
118	要求水準書 P22 5.(3) 着工前業務	安全祈願祭の予算は見積を行う必要はありますか。開催する予定があるようでしたら何人位の規模を予定すればよろしいでしょうか。	必要はございません。受注者の判断に委ねます。
119	要求水準書 P23 5.(4) 着工後業務	「現場事務所や作業員駐車場所等は敷地外に設ける等」と記載されておりますが、仮設計画等検討の上、可能であれば敷地内に設置してもよろしいでしょうか。	要求水準書の意図を理解して、ご提案ください。詳細は契約後の協議とします。
120	要求水準書 P23 5.(4) 着工後業務	工事期間中、市庁舎への動線については、利用者、職員とも南から出入りし、北側の動線の確保は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
121	要求水準書 P23 5.(4) 着工後業務	付帯物の可動性や追従性について、既製品も試作品の可動試験が必要でしょうか。性能検査でよいでしょうか。	性能が証明された既製品であれば、性能検査で結構です。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
122	要求水準書 P23 5.(4) 着工後業務	免震性能を発揮する上で必要な付帯物の可動性についての可動試験等を実施することとありますが、既に可動試験が実施済みの製品については、その結果報告書を提出することによってよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
123	要求水準書 P23 5.(4) 着工後業務	市民会館等解体工事期間中に、事前調査等を実施することとありますが、事前調査は、市民会館の解体終了後と考えるとよろしいでしょうか。	市民会館解体後でなくても可能な事前調査は、業務着手後、速やかに調査し、実施設計に反映してください。
124	要求水準書 P23 5.(4) 着工後業務	再生利用可能な廃材等については、積極的に再利用を図ることとありますが、指定した部材を確保しながらの解体が可能であると考えてよろしいでしょうか。	本事業で発生した廃材などの再利用をお願いします。
125	要求水準書 P24 5.(4) 着工後業務	新庁舎の検査対応にて「確認検査機関の指定する時期に建築基準法で定める中間検査を受検すること」とありますが、申請については計画通知となるのではないのでしょうか。	鳴門市は特定行政庁ではないため、確認申請となります。
126	要求水準書 P24 5.(4) 着工後業務	施設の引渡し前に、別途発注工事を想定されておりますが、別途工事の統括管理業務の内容および費用は別途協議ということによろしいのでしょうか。	お見込みの通りですが、本事業が円滑に進むよう連絡・調整を図ってください。
127	要求水準書 P27 7. 関連業務の概要と本業務における調整課題について	7.関連業務の概要について、別途発注業務の発注時期等についてご教示いただけないのでしょうか。	新庁舎開庁に向けて然るべき時期に発注予定です。
128	要求水準書 P27 7. 関連業務の概要と本業務における調整課題について	関連業務を行う下記の別途業務（工事）を行う業者の決定時期（想定）をご教示願います。 1）現庁舎等解体、Ⅱ期外構工事 2）オフィス環境整備業務 3）電話設備 4）情報ネットワーク設備 5）セキュリティ設備	新庁舎開庁に向けて然るべき時期に発注予定です。
129	要求水準書 P27 7. 関連業務の概要と本業務における調整課題について	別に発注される関連業務は、新庁舎の実実施設計期間に発注され、実施設計図にその内容が反映されるものと考えてよろしいのでしょうか。	新庁舎開庁に向けて然るべき時期に発注予定です。
130	要求水準書 P27 7.(2) オフィス環境整備業務	「新庁舎への移転計画を作成し、移転に必要な助言を行う」とありますが、移転計画の立案自体も本業務に含めるということでしょうか。またその計画立案費用も本事業費に含めるということでしょうか。	本事業費には含みません。 記載は、要求水準書P27「7.関連業務の概要と本業務における調整課題について」 （2）オフィス環境整備業務についてであり、新庁舎の移転計画の作成と移転事業者への助言はオフィス環境整備事業者の責務としています。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
131	要求水準書 P27 7.(3) 電話設備	既存の電話引き込み線やネットワーク線等の箇所をご教示ください。	追加の開示資料をご確認ください。
132	要求水準書 P27 7.(3) 電話設備	要求水準書では電話設備についてIP電話とする可能性を考慮することありますが、基本計画図ではIP電話として作図されているように見受けられます。電話設備はIP電話としてLAN配線を敷設することでよろしいでしょうか。また、その際のケーブル仕様をご教授ください。	IP電話としてお見込みください。ケーブル仕様は、CAT 6 Aとしてください。
133	基本設計からの変更可否リスト No.3	総延床面積(10,480㎡)の根拠を提示いただけますでしょうか。	要求水準書、基本設計図書(A-12,13)を確認してください。また、付属棟の面積は除く。
134	基本設計からの変更可否リスト No.3	「総延床面積(10,480㎡)の縮減提案は不可」とありますが、基本設計書1-5各室諸元表の要求面積が確保されていれば、縮減提案してもよろしいでしょうか。	延べ面積の縮減は不可とします。また、付属棟の面積は除く。
135	基本設計からの変更可否リスト No.11	新庁舎周囲の構内道路等の変更が「可」となっていますが、基本設計図の配置のように、新庁舎を周回する道路(東側構内道路)は必ずしも必要ではないと考えて良いでしょうか。	東側構内道路を設けない場合、新庁舎の搬入出口がかなり限定されること、庁舎の南北をまたぐ公用車移動が周辺の交通に影響を与えることから、基本設計のような施設配置、動線計画の場合においては必要なこととします。ただし、上記の留意事項を踏まえた、変更提案は可能です。
136	基本設計からの変更可否リスト No.11	国道からの敷地内車両経路を新庁舎の北側から時計回りに南側駐車場へとする計画は可能でしょうか。	「基本設計からの変更可否リストNo11」で示す構内道路は主に公用車の通行を想定しており進入の方向を要求水準で限定する意図はありませんので、提案は可能です。他の要求水準との抵触関係など、必要に応じ、付属対話でご確認ください。
137	基本設計からの変更可否リスト No.11、12	新庁舎周囲の構内道路を周回する車両(公用車、点検車両、搬出入・メンテナンス、路線バスなど)の最大寸法をご教示願います。	4t車程度になります。
138	基本設計からの変更可否リスト No.12	乗り入れ予定のバスの諸元を開示願います。	乗り入れバスの最大で幅2.5m、長さ12m程度となります。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
139	基本設計からの変更可否リスト No.12	バスの乗り入れに関して、同リストNo.13に、国道からの出入り位置に関する制限があると記載があります。バスの乗り入れや構内道路の計画に際し、北西の入口側切り開きの位置と幅は、どの程度であれば現状からの変更が可能でしょうか。	バスの乗り入れについては、「基本設計からの変更可否リストNo12及びNo13」を合わせて検討する中で関係機関との協議や庁舎棟との関係性を踏まえて現在の予定場所として想定しているものですので、位置や幅の変更での提案は可能です。実現に向けては業務開始後のバス会社と国道管理者との協議によります。
140	基本設計からの変更可否リスト No.12	上記に関連して、バスの乗り入れや構内道路を計画するにあたり、No12に示されているバスの軌跡のcadデータ、並びにバスの諸元についてお教え願います。	乗り入れバスの最大で幅2.5m、長さ12m程度となります。
141	基本設計からの変更可否リスト No.12	参考図に記載されている「南側市道に抜けるルート」の確保は必須でしょうか。「北側国道から入り、北側国道に抜けるルート」のどちらも提案可能でしょうか。	変更の確認が必要であれば、V E対話またはV E項目以外の付属項目の対話で確認してください。
142	基本設計からの可否変更リスト No.14 測量成果報告書 第2編 平面計画 検討報告書	令和3年度に詳細設計を予定されている市道について、2案お示しいただいていますが、どちらの案を実施設計に採用すればよろしいでしょうか。	現庁舎敷地現況測量業務の第2編 平面計画検討報告書の3-3 国道28号交差点部付加車線設置検討を予定しております。
143	基本設計からの変更可否リスト No.15	庁舎の建設可能エリアは赤線範囲（既存施設より10m隔離）とありますが、既存施設の運用及び安全対策に配慮した提案として、赤線範囲外とすることは可能でしょうか。	「基本設計からの変更可否リスト No15庁舎等棟の建築位置の変更－経緯・理由」の（ ）書について、「ただし、既存施設の運用及び安全対策等に配慮しつつ高い実現性を担保できることを条件に、既存施設より8m隔離した範囲とすることを可能とします。この場合、付属対話を行うとともに、技術提案書に各種対策を必ず明記してください。限られた記載スペースの中で実現性の証明が難しい場合は、別紙を添付してください」
144	基本設計からの変更可否リスト No.15	記載の建築可能範囲について、既存施設から10mの記載がありますが、安全性を確保した上で、離隔を10m以下とする提案は可能でしょうか。	「基本設計からの変更可否リスト No15庁舎等棟の建築位置の変更－経緯・理由」の（ ）書について、「ただし、既存施設の運用及び安全対策等に配慮しつつ高い実現性を担保できることを条件に、既存施設より8m隔離した範囲とすることを可能とします。この場合、付属対話を行うとともに、技術提案書に各種対策を必ず明記してください。限られた記載スペースの中で実現性の証明が難しい場合は、別紙を添付してください」

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
145	基本設計からの変更可否リスト No.17	広場配置について記載がありますが、施工中もイベント用のスペースを確保したいという趣旨ととらえてよろしいでしょうか。	施工中のイベント活用は予定していません。
146	基本設計からの変更可否リスト No.19	待合スペースの人数設定はありますでしょうか。	基本設計で設置した数以上は必要です。
147	基本設計からの変更可否リスト No.20	執務スペースの利用プランについて、「予定している什器類の配置が可能となるよう留意」とありますが、現状の什器配置及び業務方法を大きく変更する提案は可能でしょうか。	現状の什器配置及び業務方法を大きく変更しても予定している什器が配置出来て使い勝手が大きく棄損しない、あるいは改善することも想定されますので、「大きく変更」という主観的な尺度でもって提案を不可とするものではありません。ただし、文書の収納容量やキャビネット配置等を含めcm単位での調整を行った部分ですので、ご検討の変更が結果的に使い勝手を大きく棄損されることも起こり得るものと考えられます。要求水準等に関わる部分でもあり、付属項目対話に付されることも含め、ご検討ください。
148	設計・施工仮契約書(案) 第29条 工事の中止	工事の全部または一時中止等の措置の対象として、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では対象となり得るものと考えてよろしいでしょうか。	対象となり得るものと考えています。
149	設計・施工仮契約書(案) 第38条 第三者に及ぼした損害	工事中の第三者損害について、受注者が善管注意義務を果たしていた場合の免責について、仮契約書(案) 第38条第2項には記載がありますが、要求水準書には記載がありません。受注者が善管注意義務を果たしていた場合は免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	仮契約書の通りです。
150	設計・施工仮契約書(案) 第44条 前金払及び中間前払金	前払金の支払いが施工業務で4/10、設計業務、監理業務で3/10とありますが、各業務着手時に一括受領できるのでしょうか。もしくは、各年度毎の分割(年度前払金)となるのでしょうか。もし分割の場合は、各年度の想定出来高はどのように予定されているのでしょうか。また、前払金の受領限度額はあるのでしょうか。	前払金の支払いの詳細については、zeb等の補助金申請が関わりますので、補助金制度との整合性を確認中です。判明次第お知らせをします。
151	設計・施工仮契約書(案) 第44条 前金払及び中間前金払	前金払については、各年度毎の請求が可能という理解でよろしいでしょうか。	前払金の支払いの詳細については、zeb等の補助金申請が関わりますので、補助金制度との整合性を確認中です。判明次第お知らせをします。
152	設計・施工仮契約書(案) 第67条 VE提案の履行確認	VE提案の履行状況が悪質である事例として、「目的を達成する意思が受注者に認められない」とありますが、具体的にどのような状況を指しますでしょうか。	目的を達成する意思がないと発注者が認めた場合です。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
153	様式リスト	各様式において「文字の大きさは10.5pt以上」との記載がありますが、図表等に含まれる文字についてはこの限りではないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、図中は7pt以上としてください。
154	様式リスト	各様式において必要な項目が網羅されていれば枠線の変更や削除、各要求項目の記載幅等、自由な体裁で提案させていただいて宜しいでしょうか。	原則指定様式としてください。
155	様式リスト	各様式において、余白の上下幅は変更して宜しいでしょうか。	指定余白の変更は不可とします。
156	様式リスト	様式7-5実績・体制評価で民間工事の実績証明可の場合、配置予定技術者の従事実績を証明できる資料として、従事した現場の組織「体制図」や「工事従事者の経歴書」等、配置予定技術者の雇用者となる企業の代表者の押印による証明でも可でしょうか。	実績を証明する書類については、様式集の「様式0_様式リスト」の「提出資料の体裁・記載内容・添付資料等」欄をご参照ください。なお、当該欄中に記載の資料の提出が難しい場合に限り、自社で作成した従事証明書類をもって証明することができることとします。
157	様式6-1	VE項目対話申込書で記載のVE項目対話の参加人数を5名より増やしていただくことは可能でしょうか。	様式6-1では、新型コロナウイルス対応への配慮もあり最大5名としていましたが、最大10名に変更します。9/11付で様式6-1をウェブサイト上にアップデートしています。
158	様式6-3	添付資料の枚数について、様式6-2VE項目一覧の各項目につき1枚と考えて宜しいでしょうか。また、複数項目をA3用紙一枚にまとめることは可能でしょうか。	可否が分かれることがありますので、1枚に1項目としてください。また複数の項目を合わせて工事費減となるVE提案については1つの項目としてください。
159	様式6-4	「VE項目以外の付属項目」とは、工事費や機能の増減に関わらず要求水準書を変更したい項目を記載すると考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
160	様式6-4	「様式6-4_付属項目資料」の「費用」および「機能」の欄には記載不要と考えてよろしいでしょうか。	記載は任意とします。
161	様式7-2	様式7-2でⅡ施工業務費において、共通費の金額は、(1)庁舎棟、(2)付属棟、(3)一期外構等の各工事範囲の直接工事費の按分としてよろしいでしょうか。	適宜ご判断ください。
162	様式7-3	(1) 新庁舎等実施設計業務 (2) 一期外構等実施設計業務 (3) 二期外構等実施設計業務 について、国交省告示第九十八号の業務報酬基準の規定する実費加算方法のうち略算方法をベースにして算出し、A.直接人件費について、1. 事前調査～6. 工事費概算までを一式計上させていただいて宜しいでしょうか。その際に、(1)～(3)の各業務の1. 事前調査、3. 各種行政協議・手続、4. 各種申請書作成については、(1)の直接人件費一式に計上します。	告示98号は標準業務量を算出するためのものですので、追加的業務量の算出には不適と考えます。業務の種類、あるいは担当される技師ランクごとに、人・日数あるいは人・時間数を設定して算出願います。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
163	様式7-3 様式7-4	様式7-3及び様式7-4については、様式の項目は網羅するよう指示がございますが、不要な場合は削除してもよいと記載がございます。削除してもよい項目はどの部分を指しておりますでしょうか。	適宜ご判断ください。
164	様式7-5	「設計主任技術者の業務実績」「施工主任担当者の業務実績」「監理業務主任技術者の業務実績」の書式で保有資格欄がありますが記載内容は実施要領 4 参加資格（4）実施体制 イ の資格でよろしいでしょうか。又、上記以外の配置予定者の業務実績ですが同一の建物で a と c または b と c、で要件を満たす場合は c の記入は省略可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
165	様式7-5	実施・体制評価に係る提案書（監理業務主任技術者の業務実績）に記載します②電気設備、③機械設備は設計主任技術者の兼任でもよろしいでしょうか。	不可とします。
166	様式7-5	コスト管理責任者の実務実績のみ実績資格の記載欄がございますが、何の実績資格を記載すればよろしいのでしょうか。	実施要領P7「4.参加資格(4)実施体制-ウ コスト管理責任者」に記載の要件を満たす実績を記載してください。
167	様式7-5	実施・体制評価に係る提案書（様式7-5）の工事概要について可能な範囲で記入と記載がありますが、何れかの業務実績としてDB案件を使用する場合、契約書に各業務（設計・施工・監理）毎の金額が記載されていない場合が想定されます。その場合、契約金額等については、必ずしも記載しなくてよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。 また、全体の契約金額でも可とします。
168	様式7-5	実績を証明できる資料として「体制図」「経歴書」等の記載がありますが、前記書類（写）を添付する場合、各企業毎の任意書式で問題ないという理解でよろしいでしょうか。また、雇用関係が確認できる資料については、健康保健証や雇用保険被保険者証等の写しでよろしいでしょうか。	実績を証明する書類については、様式集の「様式0_様式リスト」の「提出資料の体裁・記載内容・添付資料等」欄をご参照ください。なお、当該欄中に記載の資料の提出が難しい場合に限り、自社で作成した従事証明書類をもって証明することができることとします。雇用証明の確認は健康保健証や雇用保険被保険者証等の写しで可とします。
169	様式7-7 様式7-9	「企業名やロゴ等を表示しない」との記載がありますが、応募事業者固有の実績や特徴についてはいかがでしょうか。	容易に応募者が特定される施設名等の記載は不可とします。
170	様式7-9	A3判、用紙の余白は左右、最低20mm以上確保（ページ番号の位置は除く）の上、文字フォント10.5ポイント以上（図表内の文字は除く）のルールに則り、様式7-9作成においては、A. 業務全般でA3判2枚となっておりますが、雛形例の通り、ア) だけでA3判の2枚の内1枚を使い切る必要がありますか。もしくは2枚の中でア) からエ) を提案者の判断でレイアウトしてもよろしいですか。どちらで考えれば良いかご教示ください。	A.業務全般は、ア)でA3版1枚、イ・ウ・エ)でA3版1枚としてください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
171	様式7-9	<p>雛形例より、様式7-9について各業務毎の提案で最大使用できる枚数を下記の通りとして考えて良いかご教示ください。</p> <p>A.業務全般 ア) で1枚 (計2枚) イ) ウ) エ) で1枚</p> <p>B.設計業務 ア) 計画で1枚 (計7枚) 図面等で1枚 イ) 計画で1枚 図面等で2枚 ウ) で1枚 エ) とオ) で1枚</p> <p>C.施工業務 ア) イ) で1枚</p> <p>D.工事監理業務 施工業務イ) と 工事監理業務のア) で1枚 (C+D計2枚)</p> <p>上記の通り、様式7-9の技術提案評価に係る提案書の最大作成可能枚数は11枚の考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>提案枚数については以下の通りとし、</p> <p>B.設計業務 ア) 計画・図面等で2枚 (計6枚) イ) 計画・図面等で2枚 ウ) で1枚 エ) とオ) で1枚</p> <p>様式7-9の技術提案評価に係る提案書の最大作成可能枚数は10枚とします。</p> <p>9/11付で様式7-9をウェブサイト上にアップデートしています。</p>
172	様式7-9	<p>「地域振興・地域経済への貢献」について、各項目の比率のみ記載すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>①は共同企業体（甲型）における鳴門市内施工業者（特A）の出資比率</p> <p>②と③は、提案価格見積金額に対する比率を記載してください。</p>
173	様式7-9	<p>ア) 外観・構内動線・駐車場駐輪場・施設配置（その1計画）【A3版1枚】および（その2図面等）【A3版1枚】について、説明文等を（その1計画）に記入し、図面を（その2図面等）に明確に分けるのではなく、A3版2枚の中で説明文や図面等を合わせて分かりやすくレイアウトしてもよろしいでしょうか。</p>	<p>評価項目がきちんと整理されているよう工夫をすることを条件として、A3版2枚の中で説明文や図面等を合わせて分かりやすくレイアウトすることを可とします。</p> <p>9/11付で様式7-9をウェブサイト上にアップデートしています。</p>
174	様式7-9	<p>イ) 構造・平面・内観（その1計画）【A3版1枚】および（その2図面等）【A3版2枚】について、説明文等を（その1計画）に記入し、図面を（その2図面等）に明確に分けるのではなく、A3版3枚の中で説明文や図面等を合わせて分かりやすくレイアウトしてもよろしいでしょうか。</p>	<p>評価項目がきちんと整理されているよう工夫をすることを条件として、A3版2枚の中で説明文や図面等を合わせて分かりやすくレイアウトすることを可とします。</p> <p>また、イ) 構造・平面・内観 は、その1、その2（計画・図面等）合わせてA3版2枚とします。</p> <p>9/11付で様式7-9をウェブサイト上にアップデートしています。</p>
175	様式7-9	<p>技術提案書（様式7-9）イ) 地域振興・地域経済への貢献に関する提案においては、提案価格及び発注額が推測される金額表示は一切不可（パーセント表示のみ）という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
176	様式7-10	特定建設工事共同企業体協定書「乙型」(案)第4条において、本事業の請負契約の履行後、企業体を解散するまでの期間を記載することになっておりますが、当該期間について指定期間等があるのでしょうか。	鳴門市新庁舎整備事業に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱第11条に規定するように、本事業を請負った共同企業体の存続期間については、本事業が完了し、共同企業体の精算が行われるまでとしています。本事業の請負契約の履行後、6ヶ月以内程度の範囲で、各共同企業体において設定してください。
177	様式7-10	特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書については、別途、仮契約締結までに提出することでよいという理解でよろしいでしょうか。また、技術提案書等とともに提出する場合については、分担工事額の記載は必要でしょうか。	様式7-10のうち、「特定建設工事共同企業体協定書【甲・乙型】(案)」は、様式0「様式リスト」に記載のとおり、技術提案書等とともに提出してください。「特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書」については、技術提案書等とともに提出するのではなく、別途仮契約前に提出頂きます。
178	基本設計書 P3 1.4 電気設備概要	4:電気設備概要の防災設備に防災行政無線、電気設備計画の2.18 防災行政無線設備について 1)「J-ALERT」用パラボラアンテナ、無線装置、配線等、及び地震計用のGPSアンテナ、地震計装置、配線等は別途工事とし、電源と空配管、基礎のみを本工事と考えてよろしいでしょうか。 2)パラボラアンテナの風荷重などは基本設計の構造計算に反映されていると考えてよろしいでしょうか。 3)アンテナの位置、基礎形状、寸法が不明ですので、ご提示ください。	1) お見込みの通りです。 2)、3) アンテナ等の主な設備は消防本部に設置されております。
179	基本設計書 P12 7-1.2 省エネルギー・省資源	7-1基本方針、2:省エネルギー・省資源に「CO2濃度による外気量制御」の記載がありますが、受領した基本設計図では具体的な制御方法が分かりません。ご教示願います。	機器(全熱交換型換気扇)に付属の機能です。
180	基本設計書 P12 7-1.2 省エネルギー・省資源	全熱交換型の換気扇、CO2濃度による外気量制御により、エネルギーを有効利用するとありますが、基本設計図の機器表や制御図にはCO2制御に関する記述がございません。CO2濃度による外気量制御を行う部屋名をご指示ください。	No.179に同じ
181	基本設計書 P12 8-2.1 ZEB Readyを目指した環境配慮型庁舎	「ZEBReadyを目指した環境配慮型庁舎」とありますが、基本設計図書はZEBReadyを達成しているとの理解でよろしいでしょうか。また、計算書、計算結果、各項目の評価結果をご教示願います。	追加の開示資料をご確認ください。
182	基本設計書 P12 8-2.1 ZEB Readyを目指した環境配慮型庁舎	基本設計時のZEBReady根拠資料を提示いただけますでしょうか。	追加の開示資料をご確認ください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
183	基本設計書 P12 8-2.2 環境負荷の 低減手法・ 省エネルギー 技術	8-2ZEB基準への適合、2：環境負荷の低減手法・省エネルギー技術に1階ロビー空調は床吹出空調システムの記載がありますが、受領した基本設計図では機器設置場所と空調エリアが近接していないため、ダクト長が長くなると思われますが、機器表にはブースターファン等の記載はありません。空調機のファン能力のみで吹出可能としてよろしいでしょうか。必要となる場合は、機器仕様・能力をご教示願います。	想定されるダクトワークに対し、必要であると思われる場合は、ブースターファン（電源や制御を含む）等を見込むものとしてください。
184	基本設計書 P12 8-2.2 環境負荷の 低減手法・ 省エネルギー 技術	8-2ZEB基準への適合、2：環境負荷の低減手法・省エネルギー技術にクール&ヒートピットの項に空調負荷低減のため外気取入を免震ピット槽に設けるとの記載があり、受領した基本設計図で設備室1-2,2-1,3-1,4-1に立ち上がっているOAダクトがこれに該当すると思われますが、ダクト系統図ではどこの空調系統に供給しているか判別できません。供給先をご教示願います。 また、供給用の給気ファンが機器表には記載が無いと思われます。不要と判断してよろしいでしょうか。	空調系統の供給先は要求水準を満たすよう設定してください。また、要求水準を満たすには給気ファンが必要と判断された場合は、見込んでください。
185	基本設計書 P13 9-2.2 浸水対策	津波浸水高について、GL+2.1と記載されていますが、TP表記の場合はTP+4.1で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
186	基本設計書 P13 9-2.2 浸水対策	浸水対策について津波の最大基準水位を現状地盤レベル+2.1mと記載されていますが、鳴門市ハザードマップの津波避難マップで1.0m～2.0m未満、洪水ハザードマップで0.5m～3.0m未満となっています。2.1mの根拠をいただくことは可能でしょうか。	平成26年3月11日に徳島県が行った、津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（その2-45）（徳島県のウェブサイトを参照のこと）から、最大基準水位の設定を行っています。
187	基本設計書 P13 9-2.3 BCP（非常時の機能維持計画）	非常用トイレ（マンホールトイレ）の貯留槽は、1200φ程度の人孔としますがよろしいでしょうか。ご指示下さい。	計画しているマンホールトイレ数（6カ所）に見合う仕様としてください。
188	基本設計書 P13 9-2.3 BCP（非常時の機能維持計画）	屋上に緊急救助用スペースを設けるようになっていますが、消防庁の通達により施設ではなく、任意設置のスペースでしょうか。 消防庁通達に合致する緊急救助用スペースとする場合、 1)進入表面及び転移表面を確保するために、構台によりファーストリング高さ程度まで持ち上げるための構造図の提示をお願いします。 2)夜間照明(境界灯、障害灯)の仕様、台数の提示をお願いします。 3)非常用発電機の保有空地と重なっていますが、問題ありませんでしょうか。	任意設置になります。必要となる設備は適宜お見込みください。
189	基本設計書 P16 12-2. 建替計画	工事にて占用・使用できる範囲は、「建て替え計画概要図 I 先行部分解体工事」と同じ範囲と考えてよろしいでしょうか。	工事中の既存施設等利用を考慮してご判断の上、ご提案願います。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
190	基本設計書 P16 12-2 建替計画	建替計画 I 先行部分解体工事に鳴門市役所北西側の箇所（2F入口へ上がる構造物）は含まれていると考えてよろしいでしょうか	お見込みの通りです。
191	基本設計書 P16 12-2. 建替計画	工事中に使用可能な工事範囲がわかる資料は計画概要12事業計画概要の建替計画図が正でしょうか。現地説明会で既存建屋から10m離れた範囲という説明がありましたが液状化対策範囲図（S-18）を見る限りは既存市庁舎に近接して施工するようにも見えます。建替計画図が違う様であれば別図指示頂けますでしょうか。	工事中に使用可能な工事範囲は計画概要12事業計画概要や工事解体範囲をご参照ください。液状化対策範囲（S-18）については、No.314を参照してください。
192	基本設計書 P16 12-3.1 全体事業費	概算事業費が今回の業務範囲と異なります。想定している各項目での事業費をご教示ください。	本事業費につきましては、概算事業費（全体事業費）からDB事業費分を抽出しております。
193	基本設計書 1-1 1 トイレ計画	1.トイレ計画、1.2利用人数の設定における職員数及び、来庁者数と、5BCP計画、5.1上水受水槽、雑用水槽の容量における職員数及び外来者（＝来庁者）数が異なります。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	トイレ計画では通常時の想定人員数を示し、BCP計画では一時避難時の想定人員数を示しています。
194	基本設計書 1-5 4 各室諸元表	各室諸元表にて、各室の面積が記載されていますが、表に記載の面積に対してどの程度の増減が許容されますでしょうか。	追加開示資料の「各室面積等の変更許容範囲について」をご参照ください。
195	基本設計書 1-5 4 各室諸元表	各室諸元表の要求面積に対する変更提案はどの程度可能でしょうか。（±5%以内等）	追加開示資料の「各室面積等の変更許容範囲について」をご参照ください。
196	基本設計書 2-6 10. 構造躯体の 耐久性の配慮	構造躯体の耐久性の配慮において、構造種別を鉄骨造とした場合、コンクリートスラブについては標準であるFc24としてもよろしいでしょうか。	設計図の通りとしてください。
197	基本設計書 3-1 1.2 ZEB Ready	1.2 第2次トップランナー基準で定められている変圧器の導入。2.1 変圧器 超高効率変圧器の記載がありますが、選定する変圧器をご指示下さい。	ZEB-Ready基準に対応できる仕様をご検討ください。
198	基本設計書 3-1 1.2 ZEB Ready 2.1 受変電設備	1.2 第2次トップランナー基準で定められている変圧器の導入。 2.1 変圧器 超高効率変圧器 上記の記載がありますが、選定する変圧器をご教示ください。	ZEB-Readyに対応できる仕様をご検討ください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
199	基本設計書 3-1 2 電気設備計画 概要	消防本部への電源供給内容確認のため、消防本部の既存電気設備図面の開示をお願いいたします。	追加の開示資料をご確認ください。
200	基本設計書 3-1 2.1 受変電設備	基本設計書では、概算設備容量として「非常動力500kVA×1(想定)」とありますが、基本設計図では「3φT 500kVA×1」は一般動力回路となっています。 基本設計図を正としてよろしいでしょうか。	動力配電盤NO.1をAC系統、動力配電盤NO.4をGAC系統 としてください。 3φ変圧器は3φ300KVA×3台と3φ500KVA×1台としてください。
201	基本設計書 3-2 2.2(1) 非常発電設備	基本設計書では、非常用発電機の騒音仕様が「85dB(低騒音型)」ですが、基本設計図では「75dB(超低騒音型)」です。 どちらが正でしょうか。	基本設計図の「75dB(超低騒音型)」としてください。
202	基本設計書 3-2 2.2(1) 非常発電設備	非常用発電機騒音仕様が基本設計書では85dB、基本設計図では75dBとなっております。 どちらを正とすればよろしいでしょうか。	基本設計図の「75dB(超低騒音型)」としてください。
203	基本設計書 3-2 2.2(1) 非常発電設備	5階サーバー室内の機器用の電源バックアップは個別にUPSを備えていると考え、大型の無停電電源装置等の瞬停対策は不要でしょうか。	お見込みの通りです。
204	基本設計書 3-2 2.2(2) 太陽光発電 設備	太陽光発電容量の削減および、太陽光発電付属の蓄電池を取止める可能性はありますでしょうか。 補助金要件等の条件として必要でしょうか。	取り止める可能性はありません。 ZEB-Readyを達成する設備です。
205	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	幹線サイズの将来増設に対応できる余裕とは具体的な数値でお示しください。	実負荷容量値の2割程度の割り増した値でケーブルサイズを選定してください。
206	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	幹線ケーブルサイズは内線規程に準じた選定とした上で、将来の増設に対応とありますが、将来増設はどのように見込む想定でしょうか。	実負荷容量値の2割程度の割り増した値でケーブルサイズを選定してください。
207	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	消防本部への一般回路と発電機回路の配管配線は本工事とありますが、具体的なケーブル本数、供給箇所、電源容量をご提示ください。	追加の開示資料をご確認ください。
208	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	基本設計書の電気設備計画概要の幹線設備で同敷地内の消防本部へ一般回路と非常発電回路の電源を供給できるよう配管配線を敷設すると記載がありますが、一般回路と非常発電回路の必要な容量や消防本部内の既存盤の改修概要などの記載がありません。消防本部への配管配線工事は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	No.343に同じ
209	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	消防本部への配管配線は本工事とありますが、既存ケーブルを撤去する前の状態においてもルートが確保されているものとして、配管配線のみ見込むことでよろしいでしょうか。	ルートは確保されていません。配管配線だけでなくルートもお見込みください。
210	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	消防本部の既存配管配線は、本工事からの供給箇所へのケーブル接続時に、停電時間を短くするため、既存ケーブルを外して、新ケーブルを接続するということよろしいでしょうか。	お見込みの通りで結構です。

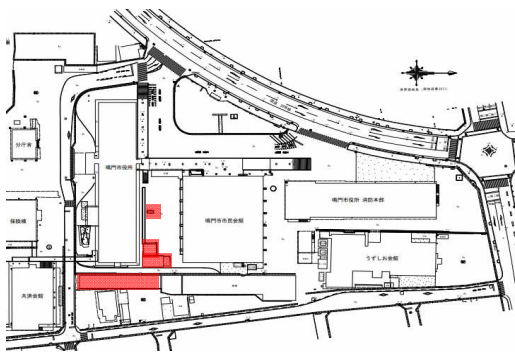
質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
211	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	消防本部の既存配管配線の撤去は、別途工事と考えてよろしいでしょうか。	本工事としてお見込みください。
212	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	消防本部への電源盛替時の停電時間の指定、バックアップの対応方法について指示をください。	停電時間の指定やバックアップの対応については、ご提案ください。
213	基本設計書 3-3 2.4(1) 幹線設備	消防本部の電源盛替時のバックアップは別途工事と考えてよろしいでしょうか。	本工事としてお見込みください。
214	基本設計書 3-5 2.17 雷保護設備	サーバー室や通信機器等、専用の単独接地が必要な機器、部屋はありますでしょうか。	サーバー室は単独接地としてください。
215	基本設計書 3-5 2.18 防災行政無線設備	2.18防災無線設備の設置位置と必要設備をご指示ください。	防災無線設備等の設置位置は、危機管理課内となり、既設設備の移設等は市が行います。 本事業で行うのは、電源及び空配管の整備です。
216	基本設計書 3-5 2.18 防災行政無線設備	2.18 防災無線設備の設置位置と必要設備をご教示ください。	防災無線設備等の設置位置は、危機管理課内となり、既設設備の移設等は市が行います。 本事業で行うのは、電源及び空配管の整備です。
217	基本設計書 3-11【表2】 発電機負荷リスト	発電機負荷（1φ）の中で、サーバー室機器が60VA/m ² 、5.5kVA程度で見込まれていますが、サーバー機器の仕様によっては負荷容量が更に大きくなることが想定されます。発電機容量、幹線計算に反映させるためサーバー機器の想定負荷容量をご教授願います。	基本設計内容にてお見込みください。
218	基本設計書 4-1 2.2 給水設備	消防本部の雑用水槽に関し、2.給排水衛生設備計画概要、2.2給水設備に「浸水等非常時は庁舎側雑用水より供給」と記載がありますが、機械基本設計図(M-4図)では、庁舎側上水系統からの補給となっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	「浸水等非常時は庁舎側雑用水より供給可能とする」としてください。 M-7図を合わせて参照してください。
219	基本設計書 4-1 2.2 給水計画	加湿上水系統は一般上水とは別系統とする記述がありますが、空調設備には加湿に関する記述はありません。ビル用マルチパッケージエアコン室内機にて加湿しますか。それとも全熱交換器で加湿しますか。あるいは、加湿専用機器を使いますか。ご指示ください。	No.361参照 尚、加湿はパッケージ空調機室内機にて行うことを基本としてください。計算上不足する場合は加湿器を付加するものとします。
220	基本設計書 4-2 2.3 給湯設備	2.給排水衛生設備計画概要、2.3給湯設備に2,3階のUSの給湯機器が電気温水器と記載がありますが、1階のUSと異なる機器としている理由をご教示願います。	使用量及び機器設置を考慮し、1階は「ヒートポンプ給湯器」、2/3階は「電気温水器」としています。
221	基本設計書 4-2 2.3 給湯設備	US(1F)はヒートポンプ給湯器、US(2, 3F)は電気温水器となっています。異なる熱源とされている理由を教えてください。	使用量及び機器設置を考慮し、1階は「ヒートポンプ給湯器」、2/3階は「電気温水器」としています。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
222	基本設計書 4-3 3.1 空気調和設備	一般居室の室内温湿度条件で、湿度が50%とありますが、冷房（冷却除湿）に伴う成り行きと読み替えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
223	基本設計書 4-3 3.1(1) 空気設計条件	3.空気調和設備計画概要、3.1空気調和設備、(1)空調設計条件、●設計用外気温湿度条件に夏期条件が記載されていますが、相対湿度、比エンタルピー、絶対湿度の各数値が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準(平成30年度版)徳島の記載に見当たりません。基本設計書の数値を「正」としてよろしいでしょうか。	建築設備設計基準（平成30年度版）の徳島に記載の数値を正としてください。
224	基本設計書 4-3 3.2 換気設備	3.空気調和設備計画概要、3.2換気設備に湯沸室換気風量が「熱量による」との記載がありますが、電気温水器以外の発熱源があればご教示願います。	各室諸元表（基本設計書4-4～）の基準を正としてください。
225	基本設計書 4-3 3.2 換気設備 基本設計図 M-30 換気設備 ダクト系統図	外気取入れは免震層を經由したクールヒートピット利用を行い、外気負荷低減を図ると記載がありますが、基本設計書（概要編_12）ZEB基準編の適合にある環境計画断面図より1階の床置全熱交換気がクール&ヒートピットの利用対象でしょうか。 基本設計図（機械）ダクト系統図には外気ダクト取込部、供給先の記述がございません。また空調設備プロット図には1階から4階までOAダクトの縦ダクトの記載がありますが接続先が不明です。 ご指示ください。	No.184に同じ
226	基本設計書 4-3 3.2 換気設備	一人当たりの導入外気量について、建築設備設計基準の基準値である30m ³ /h/人（＝新型コロナ対応としての厚労省の推奨値）でご計画されていますが、更なる付加措置、基準など既に鳴門市様の建築物に対して対策されている（もしくは予定）があればご教示ください。	特にございません。提案してください。
227	基本設計書 4-5 4 各室諸元表	各室諸元表の2、3階更衣室に給湯の供給が無しとなっていますが、供給ありということではよろしいでしょうか。	お見込みの通り、供給はあります。
228	基本設計書 4-9 5 BCP計画	基本設計書の5.BCP計画として、上水受水槽＝14m ³ 、雑用水受水槽＝29m ³ 、緊急排水槽＝59m ³ とあります。 免震ピット階平面図では、雑用水槽＝18m ³ 、緊急排水槽＝24m ³ 、雨水貯留槽＝61m ³ とあります。 基本設計図の雨水ろ過設備図では、雑用水槽＝29m ³ 、雨水貯留槽＝150m ³ とあり、それぞれ違っていますが、どれを正とすればよろしいでしょうか。	基本設計書5.BCP計画の上水受水槽＝14m ³ 、雑用水受水槽＝29m ³ 、緊急排水槽＝59m ³ が正。また、ろ過設備図の雨水貯留槽＝150m ³ が正です。 意匠図はm2表記です。但し、ポンプ室1300下り部分は位置調整し雑用水槽の有効水量を確保します。また、雨水貯留槽の範囲は免震ピットのスラブを下げた有効水量を確保します。
229	基本設計書 4-9 5.1 上水受水槽、 雑用水槽の 容量	雑用水受水槽容量が29.0m ³ とありますが、被災時に水槽内の水が100%貯水されている可能性は低く、70%など貯水率で割り戻す算定が一般的です。（読替案：水槽有効容量：29.0÷0.7＝42m ³ ） 雨水貯留槽での補充も考えられますが、天候に依存するため、雑用水槽の考え方は上記と読み替えてよろしいですか。	基本設計書、基本設計図に記載の通りとしてください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
230	基本設計書 5-9 4 法チェックリスト	都市計画法の開発行為には該当しないとのことですが、30Cm以上の盛土が発生すると思われます。「該当なし」となる根拠をご教示ください。	県所管部署との協議により以下の回答を頂いています。 ・開発許可は不要です。 ・根拠：都市計画法第29条第1項第1号（施行令第22条第4号）において、建築物の改築で用途の変更を伴わないものの用に供する目的で行う開発行為は、開発許可の適用除外とされています。 ・ただし、確認申請の前に、「都市計画法適合証明」を受けてください。
231	基本設計書 5-13 6 防火区画図	5:空調設備概要の排煙設備欄に「自然排煙方式」と記載されています。 1)中廊下部分が白抜きで「特記なき限り、廊下、ロビー空間は自然排煙とする」とありますが、告示適用可能と考えてよろしいでしょうか。 2)2階南側執務室は吹き抜け側が防火区画になっていますが、どこを自然排煙口として計画されていますか。	1) お見込みの通りです。 2) 屋根に排煙トップライトを設置しています。
232	基本設計図 A-2 II.2 ①一般共通事項	室内空気中の化学物質の濃度測定及び確認の測定箇所をご指示ください。	対象場所は基本設計図A-15、16の仕上表を参照してください。
233	基本設計図 A-2 II.2 ①一般共通事項	室内空気中の化学物質の濃度測定及び確認で想定されている箇所数をお示しください。	対象場所は基本設計図A-15、16の仕上表を参照してください。
234	基本設計図 A-2 II.2 ①一般共通事項	完成写真アルバムの必要数をご指示ください。	A-2に記載のとおり、4部必要です。
235	基本設計図 A-2 II.2 ①一般共通事項	竣工写真の全景はSTEP IIを終えた段階の撮影でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
236	基本設計図 A-2 II.2 ①一般共通事項	模型作成におけるグレードをご指示願います。	平面サイズは800×1200程度をお見込みください。グレードはアクリル切り出し程度としてください。
237	基本設計図 A-2 II.2 ①一般共通事項	模型類の作成するとありますが作成部位・大きさを場所を指示頂けますでしょうか。	No.236に同じ
238	基本設計図 A-2 II.2 ②仮設工事	監督職員事務所において全ての備品はが必要でしょうか。過不足ある場合はご指示願います。	監督職員用の事務所設置は不要です。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
239	基本設計図 A-2 II.2 ③土工事	建設発生残土の場外処分において、処分地の指定地は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
240	基本設計図 A-2 II.2 ③土工事	山留について施工上止むを得ない場合は残置できるものとして宜しいでしょうか。	残置できないものとお考えください。
241	基本設計図 A-2 II.2 ③土工事	山留めは存置としてもよろしいでしょうか。	不可とします。
242	基本設計図 A-3 II.2 ⑭金属工事	1F市民ロビー～職員執務室、2～5Fの職員執務室～通路などは部屋面積が広く、庁舎という用途からも天井の軽鉄下地の補強が必要かと思われますが、補強要領又は補強の検討に必要な資料等をご提示いただけないでしょうか。	要求水準を踏まえ、適宜ご判断ください。
243	基本設計図 A-3 II.2 ⑯建具工事	網戸(可動式)は全て外部網戸としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
244	基本設計図 A-3 II.2 ⑯建具工事	鋼製建具の遮音性については全て参考図(建具表)の記載内容に準ずることによろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
245	基本設計図 A-3 II.2 ⑯建具工事	1 アルミニウム製建具の中に「※耐風圧性能は基準法の1.3倍の風圧力にて算定すること。」と書かれておりますが、これは別に表記された「耐風圧性能(正圧2895N/m ²)」と同じと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
246	基本設計図 A-4 II.2 ⑯建具工事	ステンレス製建具の遮音性については全て参考図(建具表)の記載内容に準ずることによろしいでしょうか。※建具表に遮音要求の記載はありません。	お見込みの通りです。
247	基本設計図 A-5 II.2 ⑳ユニット工事 及びその他の 工事	各種点検口の必要数量をご指示願います。	要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。
248	基本設計図 A-5 II.2 ⑳ユニット工事 及びその他の 工事	流し台ユニットのIHヒーターは適用図示とありますが、図面に明記されていません。必要箇所及び口数をご指示願います。	IHヒーターの適用はありません。
249	基本設計図 A-5 II.2 ⑳ユニット工事 及びその他の 工事	避難器具は各階1か所(A-14)とあります。設置位置をご指示願います。	位置は適宜設定してください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
250	基本設計図 A-5 II.2 ②ユニット工事 及びその他の 工事	防煙垂れ壁について可動式の設置範囲及び仕様をご指示願います。	参考図に記載のとおり、吹抜けロビー等に設置されています。
251	基本設計図 A-5 II.2 ②ユニット工事 及びその他の 工事	消火器BOX(埋め込み型)について設置数及び仕様(参考品番等)をご指示願います。	要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。
252	基本設計図 A-5 II.2 ②ユニット工事 及びその他の 工事	郵便受箱について自立ポール基礎の仕様をご指示願います。	要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。
253	基本設計図 A-5 II.2 ②ユニット工事 及びその他の 工事	鏡(450*600*t5)の必要箇所数をご指示願います。	便所、更衣室、休憩室などに必要です。考図などを確認して適宜設定してください。
254	基本設計図 A-5 II.2 ②ユニット工事 及びその他の 工事	洗濯機パンについて図示とありますが記載がありません。 1階/洗濯1及び2階/洗濯2に設置するものとして宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
255	基本設計図 A-5 II.2 ②ユニット工事 及びその他の 工事	31.定礎の大きさについて、450×450×25と590×450×25の両方に適用の○がついておりますが、A-7図のA9では定礎板は1箇所とあります。どちらの大きさを適用するのか御教示下さい。	590×450の1箇所としてください。
256	基本設計図 A-5,6 II.2 ②ユニット工事 及びその他の 工事 ②舗装工事	誘導用及び注意喚起用床材の必要範囲をご指示願います。	適用法令、要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。
257	基本設計図 A-7 A8	ゲリラ豪雨等に配慮した雨水排水計画とすることとありますが、想定する降雨強度は、建物部分を180mm/時間、外構を120mm/時間とすることでよろしいでしょうか。	建物部分180mm/時間、外構180mm/時間としてください。
258	基本設計図 A-7 B2.2	遮音が必要な範囲は各階平面図に記載の耐火遮音壁が採用されている部分としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
259	基本設計図 A-7 B2.3	スラブ下までの壁が必要な範囲は各階平面図に記載の壁種別の範囲によるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
260	基本設計図 A-7 B4.2	連窓アルミ製建具の各種性能については特記仕様書(2)アルミニウム製建具の性能に倣うとしてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
261	基本設計図 A-7 B4.2	連窓のアルミ製建具の性能が表記されておませんが、A-3建築工事特記仕様書(2)の16建具工事の1.アルミニウム製建具と同じと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
262	基本設計図 A-7 B4.5	設備機械室の扉はセミアタイト、レバーハンドル、建具枠・障子にはGW充填、床を除く室内に面する部分にはGWB貼(壁内GW充填は行わない)としてよろしいでしょうか。	要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。
263	基本設計図 A-7 C2	路面標示について配置図及び外構計画図に記載がありません。詳細をご指示ください。	安全な車両誘導に配慮した路面標示を想定してください。
264	基本設計図 A-8 建築概要	北側敷地は近隣商業地域ですので日影図をご提示いただけないでしょうか。	日影図はありません。ただし、隣接消防庁舎建設時に確認済となっています。
265	基本設計図 A-9 現況図	現庁舎の北側にある発電装置およびATMは、STEP- I 先行部分解体工事(R2年11月～R3年9月)にて移設・撤去と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
266	基本設計図 A-9 現況図	設計GLとT.Pの関係をお示しください。	S-19に記載の通りです。
267	基本設計図 A-9 現況図	下記色塗り範囲は、新築工事期間中は、市役所施設として使用中であると考えてよろしいでしょうか。 	追加の開示資料をご確認ください。
268	基本設計図 A-10 配置図	本事業において、敷地は、DB事業範囲で分割するものと考えてよろしいでしょうか。分割しない無い場合は、建築基準法としては、増築工事と考えてよろしいでしょうか。	敷地は分割しません。建築基準法上は、いわゆる「別棟増築」扱いとなります。
269	基本設計図 A-10 配置図	同一敷地内にある消防署本部の基礎図について、差し支えなければご教示ください。	追加の開示資料をご確認ください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
270	基本設計図 A-11 計画敷地 求積図・ 求積表	敷地境界線の座標データをいただくことは可能でしょうか。	配布資料の測量報告書をご参照ください。
271	基本設計図 A-14 材料・工法等 の取扱いに ついて	その他欄のDR、DR(R)において下地張りがGB-R t=9.5(準不燃)となっていますが排煙告示採用室において下地不燃の内装制限を満足できません。 下地張りは全てGB-R t=9.5(不燃)としてよろしいでしょうか。	お見込みの通りで結構です。
272	基本設計図 A-14 材料・工法等 の取扱いに ついて	避難器具として緩降機を各階1箇所の表記がありますが、設置場所と設置に至った経緯(消防との協議経過等)を御指示下さい。	No.249参照
273	基本設計図 A-14 材料・工法等 の取扱いに ついて	各所手摺について材料リスト・仕上共通事項にメテ手摺 スチール ZP φ34X1.6と御座いますが、「Z P」の凡例が図中に見当たりません。仕様を御指示下さい。また、以下の手摺は全てスチール ZP φ34X1.6でしょうか。また縦格子・支柱の部材メバ-が不明です。それぞれの手摺の詳細を御指示下さい。 ○屋根2 持出手摺 ○屋根1・屋外デッキ 自立手摺 ○消防ブリッジ用通路 自立手摺 ○1階30-70 階段 自立手摺	ZP：溶融亜鉛めっきの上、リン酸処理 その他、ご提案によるものとしてください。
274	基本設計図 A-14 材料・工法等 参考品目 リスト	◎OAフロアについて、耐荷重が特記仕様書(4)と異なります。特記仕様書に倣うものとしてよろしいでしょうか。	お見込みの通りとしてください。
275	基本設計図 A-15 内部仕上表	緊急汚水槽では硫化水素が発生することが懸念されます。躯体に対する耐食性を考慮した耐食ライニングとしなくてもよろしいでしょうか。また、耐食ライニングとする場合、そのグレード(種類)をご指示ください。	要求水準以上の仕様であれば、採用も可とします。
276	基本設計図 A-15 外部仕上表	外部仕上表の防鳥ワイヤーについて矩計図では5FLのみの図示ですが、各階バルコニー・庇の外周部分に必要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	各階に必要としてください。
277	基本設計図 A-15 外部仕上表	1階免震スラブ廻りの犬走り床仕上について外部仕上表ではRC+床タイルAですが、矩計図ではP防水Cとなっています。床タイルAとP防水Cのそれぞれの仕上の範囲を御指示下さい。	出入口廻りは、タイルAとしその他は防水Cの仕様としてください。(出入口廻りとその他ではスラブレベルが異なります)
278	基本設計図 A-15 外部仕上表	外壁のECP-Aについて押出成形セメント板面のタイル張りは工場張り、現場張りの何れでしょうか。御指示下さい。	工場張りとしてください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
279	基本設計図 A-16 仕上表(2)	1階/吹抜け部(CH=7340)は200m2未満とし特定天井には該当しないものとして宜しいでしょうか。	大面積の天井の耐震性能は特定天井に準ずる仕様としてください。
280	基本設計図 A-16 仕上表(2)	仕上げ表 室名欄に記載の「☆」は何を示していますでしょうか。	A-15に記載の通り、VOC検査対象室です。
281	基本設計図 A-16 仕上表(2)	1F待合・市民ロビーにおいて仕上表の壁にアルミパネルの記載がありますが、範囲が不明確です。施工範囲を御指示下さい。	参考図A-2-2 市民ロビーの展開図に範囲が示されています。
282	基本設計図 A-17 仕上表(3)	2階/教育長室の壁仕上げが不明です。クロス貼としてよろしいでしょうか。	副市長室と同等としてください。
283	基本設計図 A-18 仕上表(4)	クローゼットは什器にて購入とし別途工事としてよろしいでしょうか。	クローゼットは本事業に含みます。
284	基本設計図 A-19 仕上表(5)	5階/議長室、議会応接室、議場の天井仕上げが不明のためご指示願います。	議長室、議会応接室は内部仕上表を参照してください。議場は基本計画書P15「11.議会フロア計画」を参照してください。
285	基本設計図 A-19 仕上表(5)	5階/議場の「装飾ガラス-工芸色ガラスをコバ立、平置き高温加熱溶着加工(海のイメージ)」の仕様詳細をご指示願います。	基本計画書P15「11.議会フロア計画」及び参考図の展開図を参照してください。
286	基本設計図 A-20 1階平面図	1階ポンプ室の床を、一部1300mm下げている箇所がありますが、下げている理由をご教示願います。	機器の設置が目的です。 N0.228参照してください。
287	基本設計図 A-20 1階平面図	1階北面のロープ及び階段の床仕上が不明です。タイルAと考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	お見込みの通りです。
288	基本設計図 A-20 1階平面図	1F市民ロビー総合案内においてカウンターは別途工事と考えて宜しいでしょうか。建築工事の場合、仕様等詳細を御指示下さい。	別途工事です。
289	基本設計図 A-20、21 1階平面図 2階平面図	鉄骨階段ササ下のベースプレート寸法、アンカーボルト径長さ・本数が不明です。詳細を御指示下さい。	要求水準が満たせるよう、適宜ご判断ください。
290	基本設計図 A-20～24 各階平面図	各階平面図の間仕切壁に壁種の表記が無い場合は、【W1】または【W2】と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
291	基本設計図 A-21 2階平面図	庇2、庇3は現庁舎解体後でなければ施工できない配置ですが、今回対象外工事と考えてよろしいでしょうか。	実施要領に記載のとおり、新庁舎南側庇新設は、施工及び工事監理業務の本業務範囲外です。ただし設計業務及び申請は本業務範囲内です。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
292	基本設計図 A-21 2階平面図	屋外階段2について、平面図以外の図面、には記載されていません。仕様をご指示願います。	屋外階段 1と同じとお考えください。
293	基本設計図 A-21 2階平面図	屋外階段1.2について踏面・蹴込の仕上、手摺の仕様、鉄骨階段面の塗装の有無が不明です。仕上を御指示下さい。	屋外階段 踏面：床タイルA（防滑仕様） 蹴込：DP塗装 階段裏：DP塗装 手摺：縦格子手摺 スチールZP H1100
294	基本設計図 A-21 2階平面図	消防署への連絡通路は休日は閉鎖と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
295	基本設計図 A-22 3階平面図	屋根2の緑化パ° 札について植栽・パ° 札・見切の仕様・灌水設備の有無が不明です。詳細を御指示下さい。	屋上緑化は無しとします。
296	基本設計図 A-25 PH階平面図・ PH階屋根 伏図	A-25と29、30とでは、太陽光パネル基礎の位置や数、配管取出口の位置に不整合があります。A-25が正と考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
297	基本設計図 A-25 PH階平面図・ PH階屋根 伏図	屋根3の喫煙ス° -ス廻りの梁型がアルミパ° 札とPH階屋根伏図に御座いますが、厚み・表面処理・下地とあわせて御指示下さい。	適宜ご判断願います。
298	基本設計図 A-25 PH階平面図・ PH階屋根 伏図	屋根3のX8通/Y3通にス° -フ° 及び手摺の様な図示がありますが外部仕上表の緊急救助ス° -スの事でしょうか。詳細を御指示下さい。	ご質問の図は非常用発電機設置用の架台を示します。設置の考え方は基本設計図E-14を参照してください。
299	基本設計図 A-25 PH階平面図・ PH階屋根 伏図	屋根3からの雨水排水についてPH階平面図ではY4通にドレインの図示がありますが、5階平面図ではY2通にもTD(縦樋)の凡例があります。屋根3のドレインはY2通りとY4 通りにあると考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	Y2通りに縦樋は不要です。
300	基本設計図 A-26 免震ピット階 平面図	階段2、前室P-1の詳細をご指示願います。	要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。
301	基本設計図 A-28 立面図(2)	北面3～5階の立面図凡例Nのアルミパ° 札について下地が不明です。幕板Aと同様、フェノールフォーム 厚30+木毛セメント板 厚25・鉄骨胴縁下地と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	要求水準が満たせるよう、適宜ご判断ください。
302	基本設計図 A-30 断面図(2)	C-C断面図 5階に自家発電気室及びメンテバルコニーの記載がありますが、平面図と整合していません。平面図を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
303	基本設計図 A-31 矩計図	1,2Fの外壁給排気ダクト設置部分は軒天A内部と考えて宜しいでしょうか	要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。
304	基本設計図 A-31 矩計図	屋根3の目隠しルーバー-頂部にアルミ笠木Bと矩計図に御座いますが仕様が不明です。詳細または同等品が御座いましたらメーカー名・品番を御指示下さい。	目隠しルーバーの仕様に合わせ、適宜ご提案ください。
305	基本設計図 A-31 矩計図	「笠木B」の詳細をご教示ください。	アルミ既製品の上、フッ素焼付塗装とします。
306	基本設計図 A-31 矩計図	バルコニーの側面・軒天仕上他で使用されている撥水剤Aについてコンクリート型枠は化粧型枠を使用するものと考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	お見込みの通りです。
307	基本設計図 A-31 矩計図	各階バルコニーの軒天について矩計図では在来スラブに撥水材Aですが、構造図の伏図では持出及び先端に鉄骨梁と相違しています。矩計図を正とし在来スラブに撥水材Aと考えて宜しいでしょうか。またスラブの張出寸法も意匠図の各階平面図及び矩計図を正と考えて宜しいでしょうか。あわせて御指示下さい。	A-31矩計図を正とします。
308	基本設計図 A-32 付属棟・庇・ 消防ブリッジ 一般図	付属棟の土間下の防湿・断熱について、防湿層がポリエチレンフィルム厚0.15X2枚敷のみと考えて宜しいでしょうか御指示下さい。(車庫・管財倉庫含む土間下全て)	お見込みの通りです。
309	基本設計図 A-33 エレベーター 仕様表	EV3号機について、仕様表で人荷用とされています。材料リストでは、全号機がリアフリー対応とされていますが、3号機は、記載ありません。エレベーター仕様表を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	お見込みの通りです。
310	基本設計図 S-1 4 コンクリート 工事	CFT充填コンクリート、免震架台コンクリートのFC48、FC60は構造的に必要な強度でしょうか。それとも充填性を考慮したフローを必要としている強度でしょうか。後者の場合、構造的に必要な強度をご教授ください。	資料等から適宜判断してください。
311	基本設計図 S-1 4 コンクリート 工事	コンクリート工事について、マシコンクリートの適用は無しと考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	準拠基準に従ってご判断ください。
312	基本設計図 S-1 4 コンクリート 工事	高強度コンクリートは、建設現場近辺の生コンプラントでは、供給できないと思われませんが、どのようにお考えでしょうか。	必要な手続きを行い、供給してください。
313	基本設計図 S-14 4.3 免震建物の 付随する 付属物の設置	下げ振り等の併用により、ケガキ板の基数は調整可能でしょうか。	要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
314	基本設計図 S-18 地盤改良伏図 (1)	新庁舎配置計画位置より南のSAVEコンポーザー及び変位対策工は現庁舎解体後でなければ施工できません。今回対象外工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
315	基本設計図 S-18 地盤改良伏図 (1)	地盤改良天端レベルについて、GL-1.90mとなっています。以下のように考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 ・基礎下 GL-4.55m(GL-4.50+0.05捨寸) ・基礎梁下 GL-4.55m(GL-4.50+0.05捨寸) ・基礎小梁下 GL-2.90m(GL-2.85+0.05捨寸) ・礎版下 GL-2.35m(GL-2.30+0.05捨寸)	お見込みの通りです。
316	基本設計図 S-18 地盤改良伏図 (1) A-26 免震ピット階 平面図	上記質疑に関連して、X4-6,Y3-4通間の雨水貯留槽・緊急汚水槽の詳細が不明です。下記のように考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 ・スラブ天端レベル:1FL-2500 ・スラブ:t=200 短辺長辺共D13@200がフル ・壁:t=500 縦横筋共D13@200がフル	お見込みの通りです。
317	基本設計図 S-18 地盤改良伏図 (1) A-26 免震ピット階 平面図	上記質疑に関連して、X1-2,Y3-4通間のEVピット・X9-10,Y3-4通間のピットにおいてスラブ・壁のリストが不明です。下記のように考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 ・スラブ:t=200 短辺長辺共D13@200がフル ・壁:t=200 縦横筋共D13@200がフル	お見込みの通りです。
318	基本設計図 S-18 地盤改良伏図 (1)	地盤改良下端レベルが地盤改良伏図(1)と1階床梁伏図で相違しています。地盤改良伏図を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 地盤改良伏図 GL-13000 1階床梁伏図 GL-5200	お見込みの通りです。
319	基本設計図 S-20 基礎伏図・ 免震支障部材 伏図	免震装置用ベースプレートに関し、構造図に装置図、ベースプレート図及びダンパー詳細図の図示がございません。ご指示お願いします。	要求水準書、基本設計図書など配布資料を確認し、要求水準が満たせるようにご判断ください。
320	基本設計図 S-20 基礎伏図・ 免震支障部材 伏図	基礎伏図、免震ピット階FS1下部の地業について防湿層・断熱材は無しと考えて宜しいでしょうか御指示下さい。	断熱材は不要ですが、防湿層は必要です。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
321	基本設計図 S-20 基礎伏図・ 免震支障部材 伏図	基礎伏図、特記無き限りにピットレベル等の記載がありますが、軸組図と相違しています。軸組図を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 (基礎伏図)(軸組図) ピットFL GL-2.20m GL-2.00m 基礎底 GL-5.70m GL-4.50m 基礎梁天端 GL-2.20m GL-2.00m	お見込みの通りです。
322	基本設計図 S-20,21 基礎伏図・ 免震支障部材 伏図	免震装置の配置計画について、CASE1とCASE2としている意図をご教示願います。	同種の建物での実績の多い免震支承での2ケースを示し、選定は貴社の判断によるものとします。 ただし、これら以外の免震装置の採用を妨げるものではありません。
323	基本設計図 S-20,21 基礎伏図・ 免震支障部材 伏図	免震装置の配置計画について、想定している面圧、剛性等をご指示願います。	参考資料等から適宜判断してください。
324	基本設計図 S-20,21 基礎伏図・ 免震支障部材 伏図	Y1通りの免震装置を減らしている意図をご教示願います。	建物重量等を総合的に判断してのことです。
325	基本設計図 S-22 床梁伏図(1)	DS1は3m近いスパンをとばす想定と考えて宜しいでしょうか。異なる場合は別途ご指示願います。	お見込みの通りです。
326	基本設計図 S-24 床梁伏図(3)	R階のホバリング想定箇所の部材調整はS2Aと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
327	基本設計図 S-26 軸組図(1)	擁壁が枝分かれしている形状の意図をご教示願います。	枝分かれ形状にはなりません。A-29、30を参照してください。
328	基本設計図 S-28 軸組図(3)	免震ピットにある1階床梁は鉄骨に耐火被覆材吹付仕様かと思いますが、津波で免震ピットに海水が溜まるような事態は想定されているでしょうか	想定していません。
329	基本設計図 S-32 部材リスト(2)	基礎リストについて、f1～f4の配筋が不明です。以下のように考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 ・バー筋 D19@200 主筋・配力筋共 ・ハコ筋 D13@300 (側面共)	お見込みの通りです。
330	基本設計図 S-33 部材リスト(3)	鉄骨柱SC2・SC3のバープレート寸法、アーカーボルト径長さ・本数が不明です。詳細を御指示下さい。	一般階の柱梁パネルゾーンと同様に1階床の鉄骨梁と取り合うものとお考えください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
331	基本設計図 S-35 部材リスト(5)	イ詳細図の溶接は打継位置に応じた差し筋を不要とするためのものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
332	基本設計図 電気設備E	電気図内に「参考図」と記載されているものは、メーカー・機能は同等と考えることでよろしいでしょうか。記載の有無に意図はありますか。	同等とお考えください。記載の有無に意図はございません。
333	基本設計図 E-1 Ⅲ 工事種目	付属棟に、非常照明・誘導灯・自動火災報知設備は設置でしょうか。	必要です。
334	基本設計図 E-1 Ⅲ 工事種目	付属棟に非常照明、誘導灯、自火報設備は設置と想定しますが、よろしいでしょうか。	よろしいです。
335	基本設計図 E-1 Ⅲ 工事種目	屋外工事の拡声設備の設置箇所をご指示ください。(プロット図等の指示図面)	4か所程度のバランス良い配置で見込んでください。
336	基本設計図 E-1 Ⅲ 工事種目	屋外工事の拡声設備の設置個所をご教示ください。	4か所程度のバランス良い配置で見込んでください。
337	基本設計図 E-1 Ⅳ 共通事項	Ⅳ.共通事項 1.共通仕様 (1) 2)施主指定仕様書(●有)とありますが、施主指定仕様書は何でしょうか。ご提示ください。	鳴門市指定の仕様書はありません。
338	基本設計図 E-2 V第2章 電気設備	基本設計図電気設備の特記仕様書では発電機の防音性能として超低騒音形を選定されていますが、基本設計書の電気設備計画概要の発電機仕様では低騒音形(85dB)の記載があります。見積仕様としては低騒音形(85dB)と考えて宜しいでしょうか。	No.201に同じ
339	基本設計図 E-2 V第2章 電気設備	非常用発電機が系統連携運転となっておりますが、停電時利用のため、単独運転と考えてよろしいでしょうか。	単独運転としてください。
340	基本設計図 E-2 V第2章 電気設備	基本設計図E-2では中央監視方式が液晶タッチパネル式となっておりますが、基本設計図E-15ではマウス操作となっております。基本設計図E-15の仕様程度と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
341	基本設計図 E-2 V第3章 電気設備関係 工事区分	第3章 電気設備関係工事区分は、全ての項目が「○」で、工事区分欄に記載がありませんが、ここに記載の項目は全て別途工事ということでよろしいでしょうか。	要求水準書、基本設計図書に記載の項目は全て本工事です。
342	基本設計図 E-2 第4章 設備機材等 指定一覧表	第4章 設備機材等指定一覧表は、3.指定メーカー一覧の有無が選択されてなく、設備機材品目とメーカー名の記載がありませんが、指定メーカーは一切無いものということでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
343	基本設計図 E-3 配置図	消防本部の必要電源・通信・弱電設備をご指示下さい。	追加の開示資料をご確認ください。
344	基本設計図 E-3 配置図	消防本部に電力・通信設備を本庁舎より接続することとなっておりますが、電力仕様（電圧・容量等）、通信仕様（配管サイズ・本数等）および接続箇所、接続に際しての建築改修必要範囲をご提示ください。	追加の開示資料をご確認ください。
345	基本設計書 E-4 受変電設備 単線結線図	変圧器への電源投入が受電盤のVCBで一括となっておりますが、励磁突入電流による停電が危惧されます。高圧分岐盤を設け、VCBを電灯系統、動力系統にそれぞれ1台ずつ見込むことでよろしいでしょうか。	突入電流検討の上、必要であればお見込みください。
346	基本設計図 E-7 幹線設備 系統図	工事に際しての消防本部の停電に対し、基本設計にて考慮されていることがあれば、ご教示ください。	停電時間を最短とする切替方法の検討が必要です。
347	基本設計図 E-14 幹線設備 PH階平面図	非常用発電機の保有空地と緊急救助スペース及び同退避場所が干渉しております。保有空地と他設備との干渉は不可と考えますが、考え方をご提示いただけますでしょうか。	緊急救助用スペースは、任意設置としております。非常用発電機の保有空地は影響の無いように調整するものとしてお見込みください。
348	基本設計図 E-15 1 システムブロック 図	基本設計図E-15に<オプション対応>と記載されているものは、今回仕様として含まないと考えてよろしいでしょうか。今回仕様に含まれる場合は、無線LANAP位置をご教示ください。	お見込みの通り含みません。
349	基本設計図 E-23 電灯設備 PH階平面図	緊急救助用スペースはスペースのみの設置とし、灯具等は無しと考えるとよろしいですか。（法的なものに合致させるもので無いと考えると良いですか。）	No.188を参照してください。
350	基本設計図 E-23 電灯設備 PH階平面図	屋上に緊急救助スペースの記載がありますが、緊急救助用スペースのための設備について概要などの記載がありません。本工事には含めないと考えてよろしいでしょうか。	ホバリングスペースとして運用するために必要な設備は本事業にお見込みください。
351	基本設計図 E-24 構内交換設備 系統図	構内交換設備系統図で新庁舎から消防本部への配線系統が図示されていますが、消防本部へ敷設する配管配線仕様をご提示ください。また、消防本部内のどこまで配管を敷設するか、工事概要がわかる図面をご提示いただけますでしょうか。	No.343に同じ
352	基本設計図 E-25 構内情報 通信網設備 系統図	構内情報通信設備において、LANケーブルの仕様、主ルート・分岐ルートの考え方、メインスイッチ・島HUBの想定等、配線を想定する上での条件の提示をお願いできますか。	経済的な配置となるように、検討ください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
353	基本設計図 E-25 構内情報通信網設備系統図	構内情報通信網設備系統図で新庁舎から消防本部への配管を敷設する系統が図示されていますが、消防本部内のどこまで配管を敷設するか、工事概要がわかる図面をご提示いただけますでしょうか。	No.343に同じ
354	基本設計図 M-1 Ⅲ 工事種目	室内の許容騒音値が記載されていますが、カセット型の空調機器類が設置される部屋については、選定されている機器台数・配置で基準が満足できていると判断してよろしいでしょうか。	よろしいです。
355	基本設計図 M-1 Ⅲ 工事種目	許容騒音値「上級室・会議室等」とありますが、対象室は3階教育長室・4階総務部長室・5階議長室・5階議長応接室・各階会議室という理解でよろしいでしょうか。	3階教育長室・4階総務部長室・5階議長室は市長室、副市長室と同等とします。
356	基本設計図 M-1 Ⅲ 工事種目	許容騒音値をNC-35以下・NC-40以下としている室の大半を天井カセット型空調機で計画されていますが、機器の騒音値が大きいためNC-35以下・NC-40以下の実現は難しいのではないかと思います。許容値を緩和できる室はありますでしょうか。緩和できない室は天井隠ぺい型で計画する必要がありますでしょうか。	基本設計書、基本設計図に記載の通り（機器形式）としてください。
357	基本設計図 M-3 衛生設備配置図	東側道路の撤去給水引込管（3ヶ所）と南側道路の給水配管の口径をご教示ください。	東側道路の撤去給水引込管（3ヶ所）の口径はΦ20、南側道路の給水配管の口径はΦ40、25です。
358	基本設計図 M-3、4 衛生設備配置図	消防本部への既設給水管（上水・雑用水）配管は、80Aとしてよろしいでしょうか。ご指示下さい。	追加の開示資料をご確認ください。
359	基本設計図 M-4 衛生設備配置図	移設雑用水配管に接続する雑用水配管の口径を80Aと想定しますがよろしいでしょうか。	追加の開示資料をご確認ください。
360	基本設計図 M-4 衛生設備配置図	マンホールトイレ用の貯留柵の仕様をご教示ください。	基本設計図M-4に記載の仕様でお見込みください。
361	基本設計図 M-5 衛生設備機器表	衛生機器表に加湿用給水ポンプがありますが、空調機器表に加湿器の記載がありませんPAC-1A-1,HEX-1-25のみと考えて宜しいでしょうか。	基本設計書4-3の室内温湿度条件、基本設計書4-4～の各室諸元表を参照し、必要な加湿設備を見込むものとしてください。
362	基本設計図 M-5 衛生設備機器表	衛生設備で加湿用の給水ポンプが設置されていますが、空調設備には加湿器がありません。機械室内でバルブ止めで（将来用）と考えてよろしいでしょうか。ご指示下さい	No.361に同じ

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
363	基本設計図 M-5 衛生設備 機器表	衛生設備で加湿用の給水ポンプが設置されていますが、空調設備には加湿器がありません。 機械室内バルブ止めでよろしいでしょうか。	No.361に同じ
364	基本設計図 M-16 窒素消火 設備図	サーバー室の消火ガスの排気ファンがありません。また、ダクトは、直近の外壁に排出しています。 ガラリがあるものとして、よろしいでしょうか。	よろしいです。
365	基本設計図 M-16 窒素消火 設備図	避圧ダクトも上記排気ダクトと同じ場所に排気していますが、よろしいでしょうか。	避圧設備は排出設備とは別に設けるものとします（排出口について）。
366	基本設計図 M-17~22 空調設備 機器表	空調室外機は耐塩仕様とする旨基本設計書に記載がありますが、その他屋外設置の機器については耐塩仕様とする必要はありますでしょうか。	空調・衛生設備とも、外気に接する（換気含む）機器付属盤は耐塩害を考慮した仕様としてください。
367	基本設計図 M-31~34 空調設備 プロット図 1~4階平面図	免震ピット層からの外気取入れダクトが1~4階の設備室内に 縦ダクトの記載がございますが、各階の供給先が不明です。外 気の供給先とそれぞれの風量をご指示下さい。	No.184に同じ
368	基本設計図 M-31~34 空調設備 プロット図 1~4階平面図	免震ピットから取入れる外気の供給対象をご教示頂けますか。 風量が不明です。 また、X1通り側にOAの供給がありませんが、追加で考えてよろ しいでしょうか。	No.184に同じ
369	基本設計図 M-31~34 空調設備 プロット図 5階平面図	サーバー室に窒素ガス消火排気用ファン及び避圧ダクトがあり ません。不要と考えて、よろしいでしょうか。ご指示下さい	必要です。室仕様（防護対象容積）に見合う避圧、排出設備は本工事にて見込んでください。
370	基本設計図 M-35 空調設備 プロット図 5階平面図	5F 議会関係のダクトはA-31断面・立面図ですとガラリがない ようですが、議場、議会ロビー以外にはガラリがあると考えてよろ しいでしょうか。	お見込みの通りです。
371	参考図 A-2-9 建具表(1)	SD-22について、建具表枠欄で、詳細図と記載がありますが、 SD-22の詳細図がありません。SD-22の詳細図を御指示下さ い。	詳細図はありません。適宜お見込みください。
372	参考図 A-2-9 建具表(1)	TL-01~06について、建具表枠欄で、詳細図と記載ありますが が、TL-01~06の詳細図がありません。TL-01~06の詳細図 を御指示下さい。	詳細図はありません。適宜お見込みください。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
373	参考図 A-2-9 建具表(1)	建具表特記事項で、外壁に設ける～上枠には水切を設けることと記載がありますが、該当建具が不明です。該当建具を御指示下さい。	外壁に建具戸当たりを設ける場合に適用ください。
374	参考図 A-2-14 外構計画図	植栽計画内容が不明です。必要な樹木の寸法、数量を御指示下さい。	高木：19本程度 低木類：710㎡程度 野芝、地被類：640㎡程度 その他、ご提案によるものとしてください。
375	参考図 A-2-14 外構計画図	犬走廻りの植栽が外構計画図で無く工事内容が不明です。詳細を御指示下さい。	A-20の平面図に記載の通りです。
376	参考図 A-2-14 外構計画図	外構計画図で下記項目の記載がありますが詳細が不明です。詳細図・構造図をそれぞれ御指示下さい。 ・オイルタンク ・バス停留所 ・懸垂幕 ・フラッグポール	A-15を参照してください。 上記以外は、ご提案によるものとしてください。
377	参考図 A-2-14 外構計画図 A-2-15 排水計画図	今回の外構工事範囲ですが、A-2-14図及びA-2-15図の事業範囲(破線内)と考えておりますが、庇は範囲外との認識でよろしいでしょうか。	基本設計図A-21 庇2、3のみ対象外としてください。
378	参考図 A-2-16～21 オフィスレイアウト図	A-2-16図～21図のオフィスレイアウト図について、下記は別途工事と考えてよろしいでしょうか。 ・机・椅子・棚等の備品 ・記載台 ・待合のソファ	お見込みの通りです。 但し、造り付造作、カーテン・ブラインド類などは本事業に含みます。
379	参考図 A-2-16～24	要求水準書P.7に倣い、参考図に記載の什器は全て別途工事と考えて宜しいでしょうか。	基本設計等配布資料でご判断ください。 (造り付造作、カーテン・ブラインド類などは本事業に含みます。) 但し、議会の什器は別途工事です。
380	参考図 A-2-16～24	本工事に含まれる家具は参考図に図示されているものと考えてよろしいでしょうか。それ以外の家具が必要な場合はご指示ください。	基本設計等配布資料でご判断ください。 (造り付造作、カーテン・ブラインド類などは本事業に含みます。) 但し、議会の什器は別途工事です。
381	参考図 A-2-21～24	議場の家具は本工事と考えてよろしいでしょうか。	議会の什器は別途工事です。
382	その他	現庁舎の既存図面は開示して頂けますでしょうか。	追加の開示資料をご確認ください。
383	その他	工事排水について、排水可能場所と、排水基準についてご指示をいただけますでしょうか。	落水処理のうえ雨水側溝に排水する計画です。

質疑No	資料名及びページ番号	質疑事項	回答
384	その他	既設消防署の図面（竣工図・インフラ図）のデータを提供いただけますでしょうか。	追加の開示資料をご確認ください。
385	その他	以下の構造図がありません。構造図を御指示下さい。 ・駐輪場A ・車寄庇1～3 ・ブリッジ ・屋外階段 ・スロープ ・オイルタンク	左記の構造図はございません。 要求水準を満たせるよう適宜想定してください。
386	その他	構造計算のための一貫プログラムのデータ、もしくは解析条件データを頂くことは可能でしょうか。	不可とします。
387	その他	新庁舎建設事業に含まれる家具類をご教示願います。	基本設計等配布資料でご判断ください。 （造り付造作、カーテン・ブラインド類などは本事業に含みます。） 但し、議会の什器は別途工事です。
388	その他	差し支えなければ既存庁舎のエネルギー消費量、水光熱費をご教示願えますでしょうか。	契約後に開示、協議します。
389	その他	CASBEEについて認証取得、評価目標等について記載されていません。認証の取得は不要と考えてよいですか。	お見込みの通りです。
390	その他	市役所北側の非常用発電設備について、仮設での切替対応は可能でしょうか。可能な場合、仕様をご教授ください。	可能です。 形式：MCG-40A 40KVA 105/210V 60HZ 製造：NO（ナンバー）CCV175 Y0101 1993年-1 三菱電機 軽油 95L
391	その他	敷地西側の植栽及び記念碑については、プラン上現状の物が活用されない場合は工事着手前に撤去されていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
392	その他	バス停の位置の変更は可能でしょうか。	バス停位置については、「基本設計からの変更可否リストNo12及びNo13」を合わせて検討する中で関係機関との協議や庁舎棟との関係性を踏まえて現在の予定場所として想定しているものですので、位置変更での提案は可能です。実現に向けては業務開始後のバス会社と国道管理者との協議によります。

質疑No	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
393	その他	通勤や行事等により、搬入や施工に制限のある時間帯や時期・日付など決まったものはありますか。	本市の閉庁日は、土日祝及び12/29～1/3、開庁時間は8:30～17:15となっており、特に8:00～8:30、12:00～13:00、17:15～18:00については、整備エリア周辺市道の交通量が増加します。また、騒音発生に関しては、市議会開会期間中などを中心に調整が必要となります。特に際立った地域性がある訳ではありませんが、市街地での施工となること等による配慮が必要となることについてはご注意ください。
394	その他	式典費用は工事費用に含むものとして考えてよろしいでしょうか。	発注者が主催する式典は発注者負担とし、施工者が主催する式典は施工者で負担となります。